



# 桑名市 人権施策基本計画

【平成 27 年度～令和 6 年度】

中間期改定（令和 2 年 3 月）



## はじめに



人権とは、私たちが人間らしく幸せに生きていくために、誰もが生まれながらに持っている権利であり、誰もが平等で、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されなければなりません。21世紀は「人権の世紀」と言われ、国内外において、人権尊重社会の実現に向けた様々な取り組みが行われています。

桑名市では、2004年（平成16年）に「桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例」を制定し、同年に人権尊重の視点に立った施策を推進していくことを目的とした「桑名市人権施策基本方針・基本計画」を、2015年（平成27年）には新たに「桑名市人権施策基本計画」を策定し、本市における人権施策を総合的に取り組んできたところです。

2016年（平成28年）には、差別を解消するための3つの法律（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が施行されましたが、社会環境が大きく変化してきていることから、新たな人権問題も発生しています。また、依然として、家庭や地域、学校、職場など、私たちの身の周りには、女性や子ども、障害のある人、高齢者などに対する暴力や虐待等の多くの人権問題が存在し、インターネットの普及による深刻な人権侵害も発生しています。

そのような中、今回、「桑名市人権施策基本計画」の策定から5年を経過したことから、これまでの取り組みの評価と検証を行い、また新たな社会的な課題と2018年（平成30年）に実施した「人権問題に関する意識調査」の結果を踏まえ、計画の改定を行いました。

今後もすべての人の人権が尊重され差別や偏見のない「明るいまち桑名」の実現に向けて、課題の解決に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の改定にあたり、ご尽力いただきました「桑名市差別撤廃審議会」の委員の方々をはじめ、貴重なご提案・ご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

2020年（令和2年）3月

桑名市長 伊藤 徳 宇



# 目次

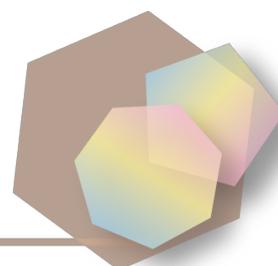
I	基本的な考え方	1
1	人権施策の動き	2
2	計画の性格と期間	5
3	基本理念	6
II	基本方針	7
1	意識調査に見られる課題	8
2	社会的な課題	11
3	5つの基本方針	13
4	計画の体系	15
III	基本計画	17
1	同和問題	18
2	子どもの人権	23
3	女性の人権	27
4	障害者の人権	31
5	高齢者の人権	35
6	外国人の人権	38
7	インターネットにおける人権	42
8	さまざまな人権	45
IV	施策の推進体制	53
1	庁内組織体制	54
2	国、県など関係機関との連携	54
3	進行管理	54
V	資料編	55
1	関係法令等	56
(1)	世界人権宣言	56
(2)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	59
(3)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	60
(4)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推 進に関する法律(ハイトスピーチ解消法)	65
(5)	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	67
(6)	人権尊重都市宣言	68

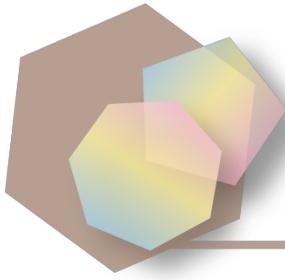
(7) 桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例	68
2 桑名市人権啓発推進本部設置要綱	69
3 桑名市差別撤廃審議会規則	75
4 桑名市差別撤廃審議会委員名簿	76
5 用語解説	77

本文中に\*印のある用語は、資料編の用語解説に掲載しています。

# I 基本的な考え方

---





## I 基本的な考え方



# 1 人権施策の動き

### ■世界・国連の動向

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言されました。

その後も国連は、1965年（昭和40年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1966年（昭和41年）に「国際人権規約」、1975年（昭和50年）に「障害者の権利に関する宣言」、1979年（昭和54年）に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1989年（平成元年）に「児童の権利に関する条約\*」、1993年（平成5年）に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」など、多くの条約や宣言を採択してきました。また、「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などを定め、人権の尊重に向けた国際的な取り組みを展開しています。

さらに、1994年（平成6年）の国連総会においては、「人権教育のための国連10年（1995年～2004年）」が採択され、世界各国において人権教育を積極的に推進するよう「人権教育のための国連10年行動計画」が策定されました。この計画の終了を受けて、2005年（平成17年）からは「人権教育のための世界プログラム」が採択され、人権教育が推進されています。

2005年（平成17年）、国連事務総長報告書において、国連のすべての活動で人権の視点を強化する「人権の主流化」の考え方が提唱されました。そして、2006年（平成18年）、国連として人権問題への対処能力を強化するため、人権分野の最高機関として新たに人権理事会が設置されました。

その他、2006年（平成18年）に「障害者権利条約」、2007年（平成19年）に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」など、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。

### ■国の動向

わが国は、日本国憲法が掲げる「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」という基本的人権の理念に即し、国連が決議した多くの人権条約に同意して締結し、国内における人権施策を進めてきました。

特に、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965年（昭和40年）に出された「同和对策審議会答申\*」を受け、1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別

措置法」を制定し、同和地区\*の環境改善や差別の解消に向けた施策を積極的に実施してきました。

1995年（平成7年）には、「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）には「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定しています。この計画において、人権教育の重要課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などが例示されました。また、1999年（平成11年）には、「さまざまな人権問題を解決するためには国民一人ひとりの人権教育・啓発が必要である」とする趣旨の答申を人権擁護推進審議会が行っています。国は、国内行動計画や人権擁護推進審議会答申の趣旨等を踏まえて、人権教育と人権啓発の総合的な推進に努めてきましたが、より一層の充実を図るために、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定しました。同法に基づき、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この計画では、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとし、人権尊重社会の早期実現に向けた人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。また、この計画は、2011年（平成23年）4月、北朝鮮当局による拉致問題等を加えた形に見直されています。

2013年（平成25年）12月の参議院本会議は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立（2013年（平成25年）6月成立、2016年（平成28年）4月施行）等により、国内法が「障害者の権利に関する条約」の求める水準に達したとして、条約の批准を承認しました。わが国の批准は、2014年（平成26年）1月20日付けで国際連合事務局に承認されています。

その他、国内においても、人権課題の個別分野ごとの具体的な法整備が進んできました。2004年（平成16年）には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、2005年（平成17年）には「犯罪被害者等基本法」が、2006年（平成18年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2013年（平成25年）には「いじめ防止対策推進法」が施行されました。さらに、2016年（平成28年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ\*解消法）」が施行され、同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されています。

## ■三重県の取り組み

三重県においては、1996年（平成8年）に「三重県人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、翌年には「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されました。さらに、同条例に基づき設置された「三重県人権施策審議会」において、人権施策の総合的な推進を図るための指針と行動計画が審議され、1999年（平成11年）に、「三重県人権施策基本方針」と「人権教育のための国連10年三重県行動計画」が策定されました。そして2006年（平成18年）に「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」を策定し、

めざす社会像を「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会」「さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会」としました。そして、具体的に取り組むべき10の「人権課題」として、同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権をあげています。そして、具体的な行動プランとして「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（第一次行動プランは2007年（平成19年）から2010年（平成22年）、第二次行動プランは2011年（平成23年）から2015年（平成27年））が策定されました。

2015年（平成27年）には、「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」が策定されました。この改定では、「みえ県民カビジョン」に掲げる「幸福実感日本一」の三重の実現をめざす方向性を踏まえ、幸福が実感できる社会を「人権が尊重される社会」の具体像と位置づけています。この基本方針に基づき、第三次行動プラン（2016年（平成28年）から2019年（平成31年））、第四次行動プラン（2020年（令和2年）から2023年（令和5年））が策定され、多様な施策が展開されています。

2011年（平成23年）には「三重県子ども条例」の制定、2014年（平成26年）には、いじめ防止対策推進法に基づく「三重県いじめ防止基本方針」が策定されています。また、2016年（平成28年）には「三重県多文化共生\*社会づくり指針」が策定され、2018年（平成30年）に、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行されるなど、県においても人権課題ごとの具体的な取り組みがなされています。

## ■市の取り組み

本市は、2004年（平成16年）に桑名市、多度町、長島町と合併しました。旧1市2町においても、さまざまな人権施策を進めてきました。

新市への移行後、2004年（平成16年）には「桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例」の制定、2005年（平成17年）には「桑名市人権施策基本方針・基本計画」を策定、同年に「人権尊重都市宣言」、2009年（平成21年）に「桑名市男女共同参画基本計画」を策定、同年に「桑名市男女共同参画推進条例」を制定し、同和問題をはじめとするあらゆる差別を撤廃して人権文化に満ちた「差別のない明るい都市・桑名」の実現に向けた施策を進めています。

また、2015年（平成27年）には「桑名市人権施策基本計画」を策定しました。この計画では、人権教育や啓発を、家庭、地域社会（自治会、活動団体など）、保育所（園）・幼稚園・小中学校、企業や職場といった「場面」に応じて実施していくことを盛り込み、同和問題、子ども、女性などの具体的な人権課題を踏まえた施策を記載しました。また、2018年（平成30年）には、「桑名市男女共同参画基本計画」の見直し、「桑名市人権施策基本計画」の中間評価を目的とする「人権問題に関する意識調査」を実施しました。



## 2 計画の性格と期間

### 計画の性格

#### ■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を踏まえた計画

この計画は、2000年（平成12年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づくものです。この法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施について、国、地方公共団体の責務を明確にしています。法の趣旨を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発の各施策を推進する基本的な指針となるものがこの計画です。

#### ■桑名市総合計画と整合した計画

この計画は、「桑名市総合計画」の目指す方向と合致した計画として策定しています。桑名市総合計画では、各施策の10年後の目指す姿を掲げています。人権政策、男女共同参画、人権教育については、以下のような目指す姿を掲げています。

#### <人権政策>

一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るいまちになっています。

- 市民一人ひとりがさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて努力できるようになっています。
- すべての人々の人権が尊重されるため、国や県、人権擁護委員などと連携して人権侵害のないまちづくりが進められています。

#### <男女共同参画>

男女が自分の個性と能力を活かせる社会に近づいています。

- 個人がその個性と能力を十分に発揮でき、一人ひとりが大切にされ、心豊かに生きられる男女共同参画社会に近づいています。

#### <人権教育>

一人ひとりが互いを認め合い、行動していきます。

- 子どもたち一人ひとりが自分の大切さやほかの人の大切さを認めることができ、それがさまざまな状況で態度や行動に表れるようになっています。

### 計画の期間

この計画は、2015年（平成27年）度を初年度とする10か年計画として策定しています。今回は、中間評価を実施し、見直しを行いました。



### 3 基本理念

あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られるまちを実現する。

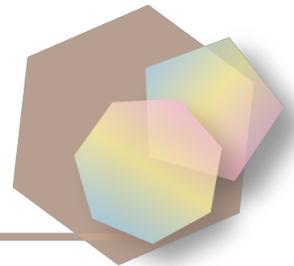
世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と規定し、日本国憲法も基本的人権を保障し、人権が尊重される社会の実現をめざしています。

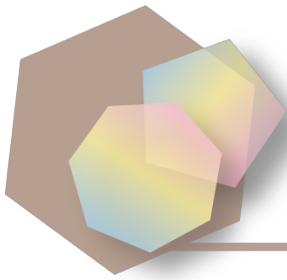
本市では、「人権尊重都市宣言」「桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例」及び桑名市総合計画の精神に則り、この計画の基本理念を、これまでの計画と同様、「あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られるまちを実現する」とします。



## II 基本方針

---





## Ⅱ 基本方針



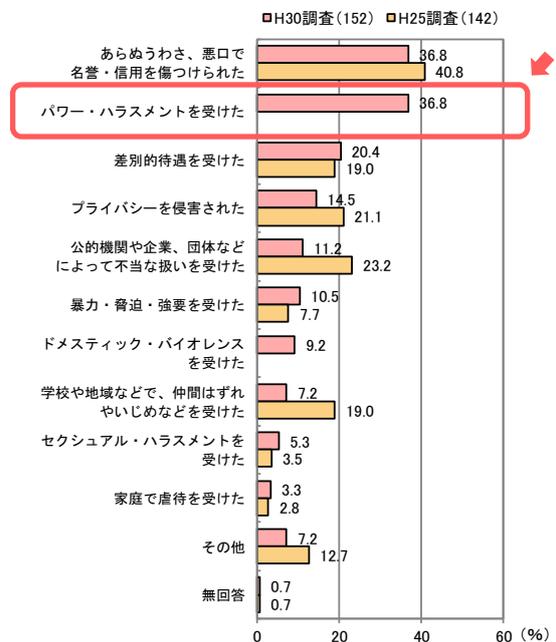
# 1 意識調査に見られる課題

2018年（平成30年）9月に実施した「人権問題に関する意識調査」の結果に見られる課題等を整理します。

### ①「パワーハラスメント\*」被害が多い

人権侵害を受けた内容として、「あらぬうわさ、悪口で名誉・信用を傷つけられた」と並び、「パワーハラスメントを受けた」が多く見られました。

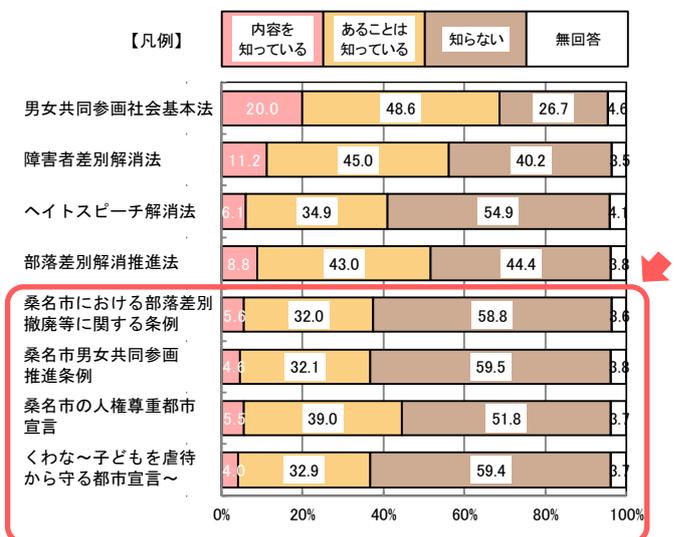
パワーハラスメントは、職場などの組織の中で発生する人権侵害です。「企業や職場」における人権教育・啓発を強化し、その予防を図る必要があります。



### ②人権3法や市の条例等の周知が進まない

法律等の「内容を知っている」人が最も多いのは「男女共同参画社会基本法」（20.0%）です。反対に、市の条例等の周知度はいずれも5%程度と低くなっています。

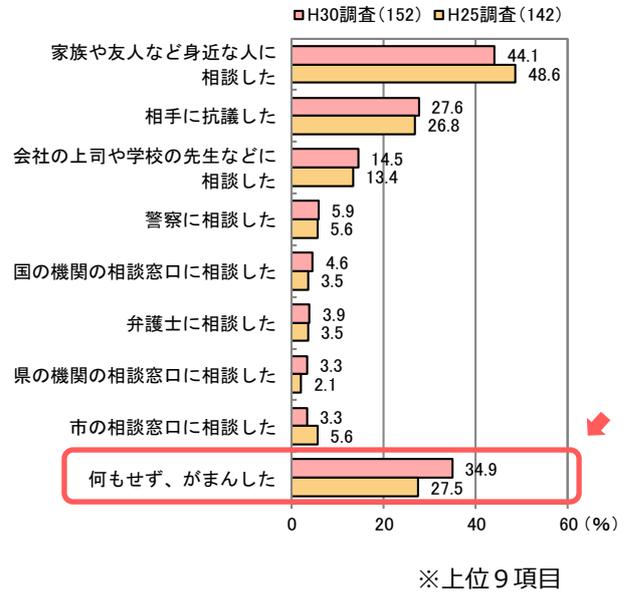
全ての市民が、人権に関する法律等を理解し、権利の主体として使いこなすことができるような教育・啓発が必要です。



### ③何もせず、がまんした人が増加している

人権侵害を受けた時に「何もせず、がまんした」（34.9%）人が前回の調査（2013年（平成25年）実施）よりも増えています。相談サービスの充実が必要と考えられます。

国、県、市などの公的機関の相談窓口に相談した人が少ないことから、相談がしやすい体制を整え、周知していく必要があります。

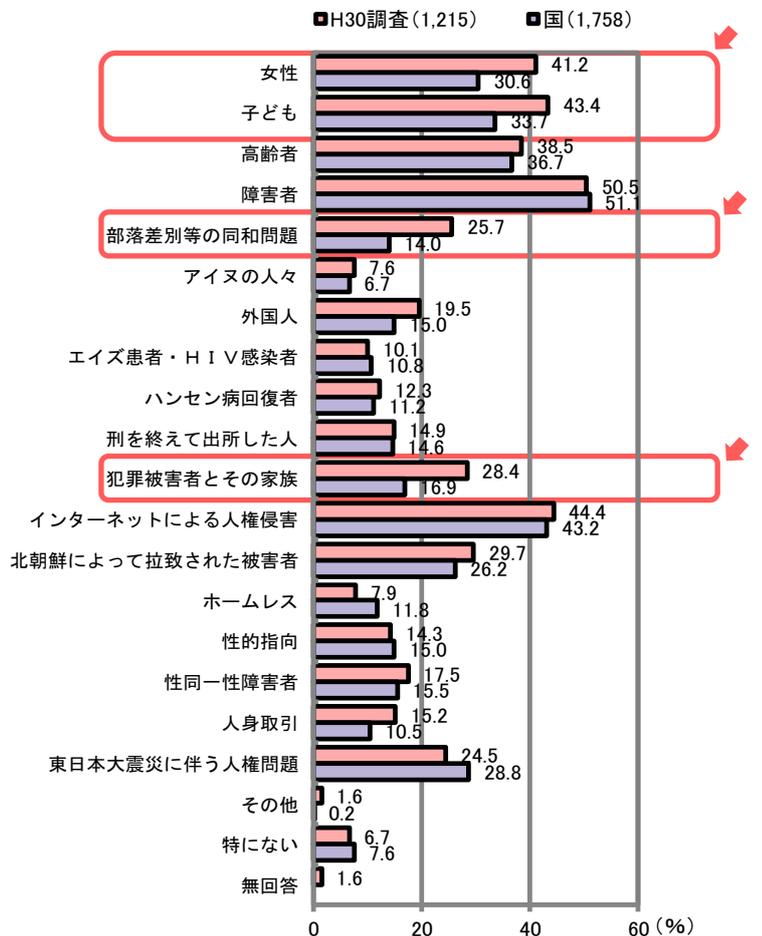


### ④同和問題、女性、子ども、犯罪被害者とその家族の人権への関心が高い

桑名市では、「部落差別等の同和問題」、「女性」、「子ども」、「犯罪被害者とその家族」などの人権問題への関心が、国の調査結果と比べて高いという特徴があります。

同和問題については、自分の結婚相手と同和地区出身者だとわかった場合に「まったく問題にしない」人の割合が伸びていますが、依然として考え直す人もいる事から、今後も継続して啓発していく必要があります。

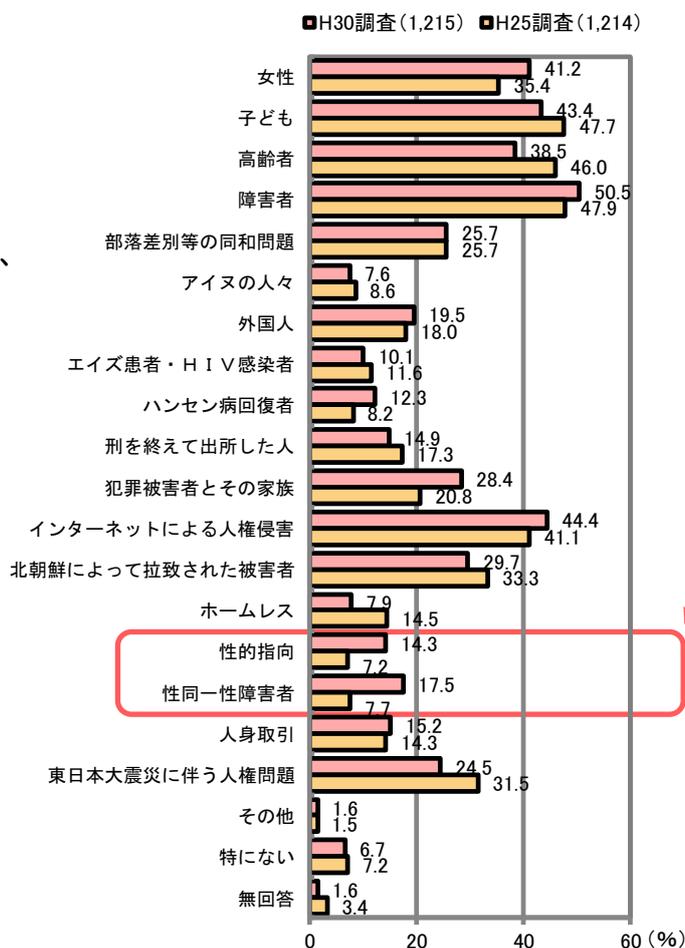
これらの結果を踏まえて、今後も継続的に教育・啓発していく必要があります。



## ⑤性同一性障害者などの人権への関心が高まっている

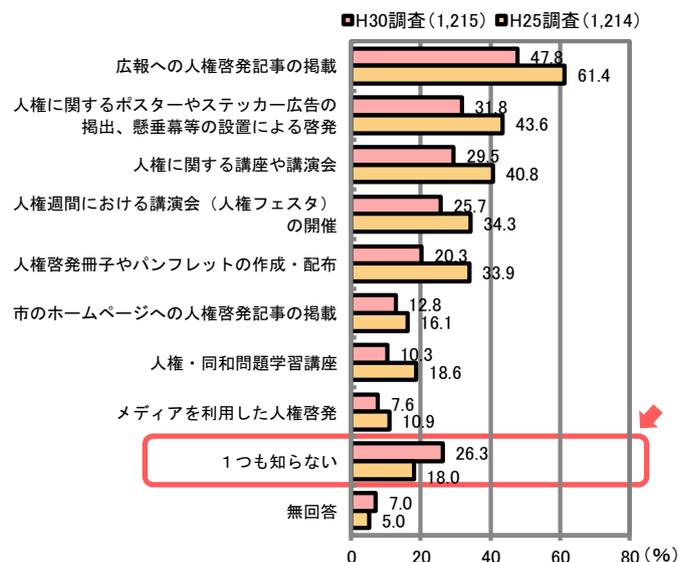
性同一性障害者や性的指向\*については、前回調査と比べて関心度が高まっている状況が見受けられます。しかし、一方では、実際にどのような問題が起きているかについては「わからない」と答えた人が国の調査より多く見られ、具体的な認識は十分ではないものと考えられます。

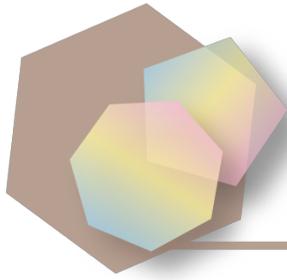
性同一性障害者や性的指向に関する人権問題の啓発に注力する必要があります。



## ⑥市の啓発活動の周知度が低下している

市が行っている各種啓発活動の周知度が、前回調査時よりも低下している現状にあります。「一つも知らない」と答えた人は26.3%とおおよそ4人に1人を占め、この層には啓発に関する情報が届いていない状況にあるものと考えられます。「一つも知らない」人は若年層に多いことから、SNS\*など、若年層の関心が高い手法の活用を検討し、効果的な人権啓発を進める必要があります。





## 2 社会的な課題

中間期改定にあたって踏まえるべき、今日の社会的な課題を整理します。基本的な視点として、「新たに整備された人権3法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）に対応した課題」、「特に問題が多発している課題」、「社会環境の変化を踏まえた課題」の観点から、具体的なテーマをいくつか整理します。

### ①新たに整備された人権3法に対応した課題

2016年（平成28年）には、障害者（障害者差別解消法）、外国人（ヘイトスピーチ解消法）、同和問題（部落差別解消推進法）に関連する3つの法律が整備されました。しかし、意識調査結果にもみられるとおり、これらの法律の周知については課題が残ります。市民のリーガル・リテラシー（法律に対する知識と、それを活用する能力）を高める教育・啓発の充実が必要となります。

さらに、障害の早期発見と途切れのない支援により適切な療育等を受けられること、近年増加している在日外国人の生活支援をはじめその子ども世代の教育や在留資格に関して生じる人権問題への対応、今なお大きな人権問題である部落差別等の同和問題の解決に関すること等は、今後も重要なテーマとして位置付けていく必要があります。

### ②特に問題が多発している課題

#### 【いじめや虐待】

いじめや虐待など、子どもの人権を侵害する事件は今日も多発しており、重大な問題です。これらの課題を、家庭教育や学校教育における課題としてのみ位置付けるのではなく、子どもの人権問題として明確に位置づけ、取り組んでいく必要があります。

### ③社会環境の変化を踏まえた課題

#### 【働き方改革】

2018年（平成30年）6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」では、雇用側の責任が明確化されていますが、これは、就労者の人権に着

目した法律であるにとらえることができます。意識調査にみられるパワーハラスメントなどの課題も含めて、職場における人権問題という視点を強化していく必要があります。

#### 【在留外国人の増加】

2018年（平成30年）12月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」では、外国人の新たな在留資格が創設され、今後ますます外国人の受け入れの増加が予想されます。

一方で、近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例の発生等を受けて、2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。言語、宗教、文化、習慣等の違いを理解し、外国人との交流を深め、良好な関係を築くことができるよう啓発していく必要があります。

#### 【多様な性のあり方への理解】

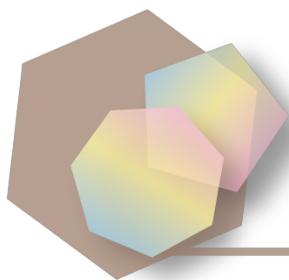
2003年（平成15年）7月に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、性同一性障害者のうち特定の要件を満たす者への法令上の性別の取り扱いの特例が定められました。また、同性婚を認める世界的な動きを受けて、2015年（平成27年）、東京都渋谷区議会では、同性カップルに対するパートナーシップ証明の発行が可決され、その後全国的にも広がっています。また三重県では、2018年（平成30年）、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認\*についての理解を深め、適切な行動ができるよう、職員向けのガイドラインを都道府県で初めて作成しています。こうした流れを受けて、桑名市においても今後一層の啓発が必要です。

#### 【災害】

災害と人権問題は切り離せない関係があります。大規模災害が発生した際は、命が危険にさらされたり、経験したことのない不安やストレスを感じたりするなど、多くの困難に苦しむこととなります。こうした事態そのものが人権を損なっている状況といえます。

特に、高齢者、障害者、女性、心理的な影響を受けやすい子ども、言葉の壁がある外国人など、特別な配慮や援助を必要とする、いわゆる災害弱者と言われる要支援者の方には、その困難さがひととき大きくなります。

災害時に被災者、特に要支援者の人権をいかに確保していくか、平時から考えておくことが重要となります。



## 3 5つの基本方針

桑名市の人権施策の基本方針は、人権問題を解決し、基本理念に掲げたことを実現するために実施する人権施策の全般的な方向性・めざすべき姿を表現したものです。

以下に掲げる5つを、この計画全体に通じる基本方針として位置づけます。

### ①すべての市民が、人権を正しく理解する

基本理念に記載した「あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、すべての人々の人権が守られる社会を実現する」ためには、すべての市民が人権について正しく理解することが必要です。現実にはどのような人権問題が生じているのか、また、人権を侵害された結果がどのような現象につながっていくのか等を正しく理解する必要があります。

そのための施策として、「人権教育」と「人権啓発」を位置づけて実施していきます。

### ②人権問題は“自分自身の問題である”という意識を高める

人権問題を自分自身の問題として感じていないと、“他人事”となってしまいます。自分自身の人権が侵害される問題にいつ直面するかわかりませんし、反対に自分がだれかの人権を侵害してしまう可能性さえあります。自分に直接関係がない人権問題や、身近に見聞きしないような人権問題についても、すべての市民の認識と理解が必要であるとの視点から啓発していきます。さまざまな人権問題を理解することを通じて、市民一人ひとりが人権問題を“自分自身の問題である”と捉えることが大切です。

### ③「場面」と「人権課題」に応じた、効果的な教育・啓発を実施する

人権問題は非常に多様化してきて、私たちの日常生活の様々な場面で問題が生じています。たとえば、家庭、地域社会、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、企業や職場など、場面ごとに生じる人権問題の形や内容は異なりますから、「場面」に応じた適切な人権教育・人権啓発を実施していく必要があります。また、近年、大規模な災害が続いたこともあり、被災者の人権への関心が高まっています。さらに、訪日外国人の増加にともない、滞在中に被災するという心配も増大しています。こうした、緊急時における人権問題を1

つの「場面」と捉えて施策を進めていくために、新たに「災害などの非常時」を加えて人権教育・啓発を推進します。

人権問題は、人権が侵害される側の立場等によってさまざまな形態に分かれます。同和問題をはじめ、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人、インターネットにおける人権など、人権が侵害される側の立場等に応じたさまざまな「人権課題」を明確化し、理解して、適正な人権教育・啓発を実施していく必要があります。

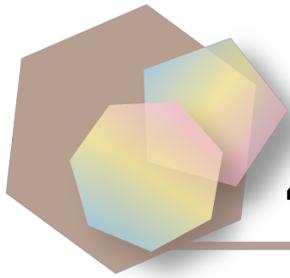
場面	人権課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭</li><li>・地域社会（自治会、活動団体など）</li><li>・保育所（園）、幼稚園、小・中学校</li><li>・企業や職場</li><li>・災害などの非常時</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・同和問題</li><li>・子どもの人権</li><li>・女性の人権</li><li>・障害者の人権</li><li>・高齢者の人権</li><li>・外国人の人権</li><li>・インターネットにおける人権</li><li>・さまざまな人権</li></ul>

#### ④ 必要な相談・支援が受けられる体制を確立する

人権を侵害される等の問題に直面している人は、その解決のためにさまざまな情報や支援を必要としています。人権問題は、さまざまな形で発生し、しかも時代とともに変化していきます。特定の課題だけを想定した相談体制を確保するだけでなく、さまざまな問題の相談に応じ、適切な助言や情報提供ができる体制や環境を整備していく必要があります。

#### ⑤ 行政と市民の協働の下、人権が尊重されるまちづくりを推進する

桑名市総合計画では、行政と市民の協働の下で、さまざまな問題の解決に向けた取り組みを進めていくことを基本的な考え方としています。特に人権問題は、市民生活のあらゆる場面で生じる危険性がある問題であり、その解決に向けた行動もあらゆる場面で展開していくことが必要となります。多様な活動を展開しているNPO\*・団体等との連携を強め、人権が尊重されるまちづくりを推進していく必要があります。



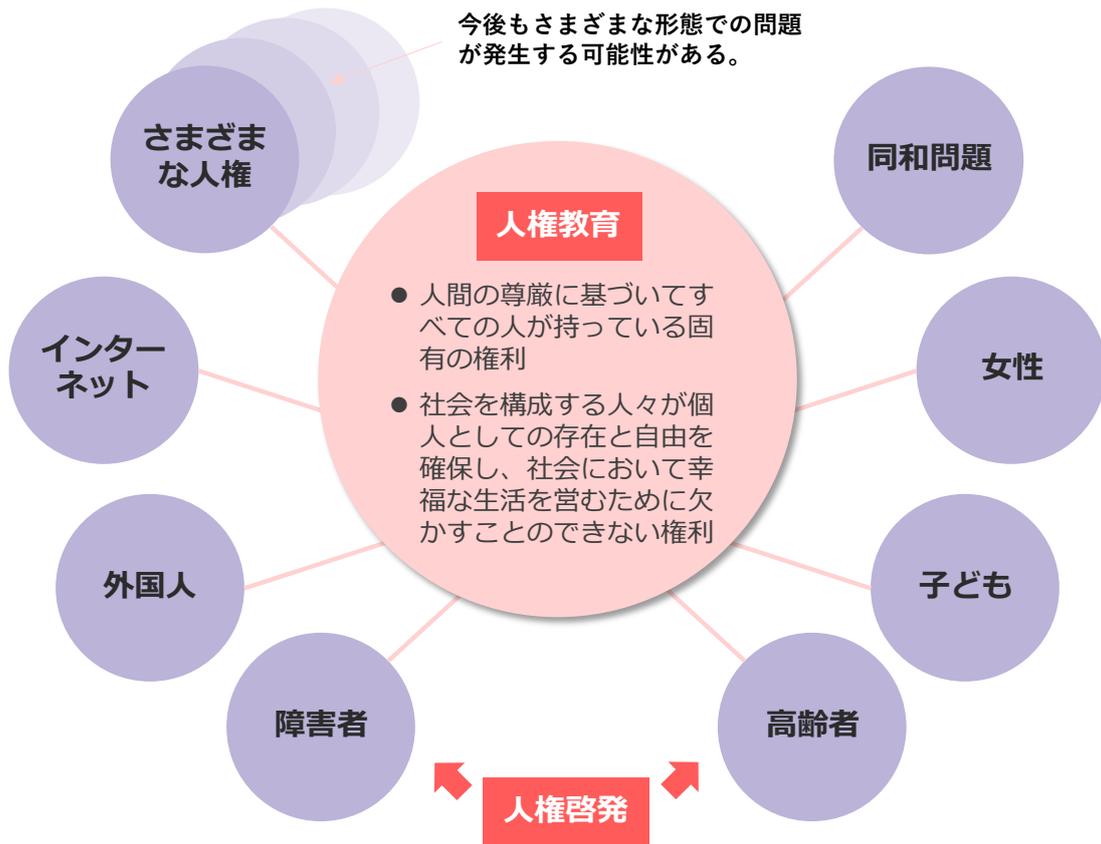
## 4 計画の体系

### 基本理念

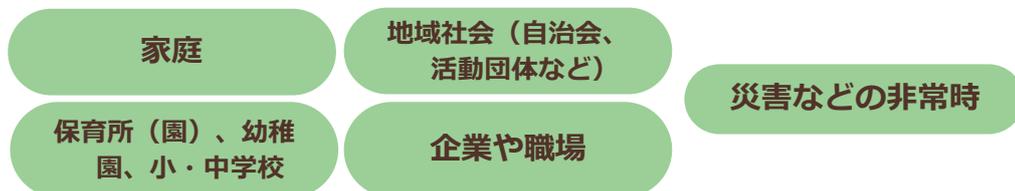
あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られるまちを実現する。

### 基本方針

- ①すべての市民が、人権を正しく理解する
- ②人権問題は“自分自身の問題である”という意識を高める
- ③「場面」と「人権課題」に応じた、効果的な教育・啓発を実施する
- ④必要な相談・支援が受けられる体制を確立する
- ⑤行政と市民の協働の下、人権が尊重されるまちづくりを推進する



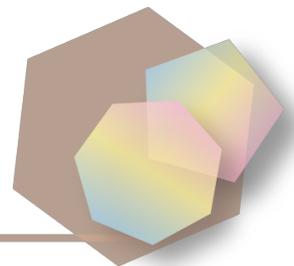
### <人権教育・啓発の場面>

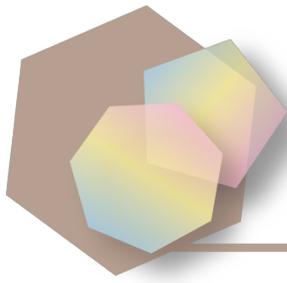




## Ⅲ 基本計画

---





# 1 同和問題

## 現状と課題

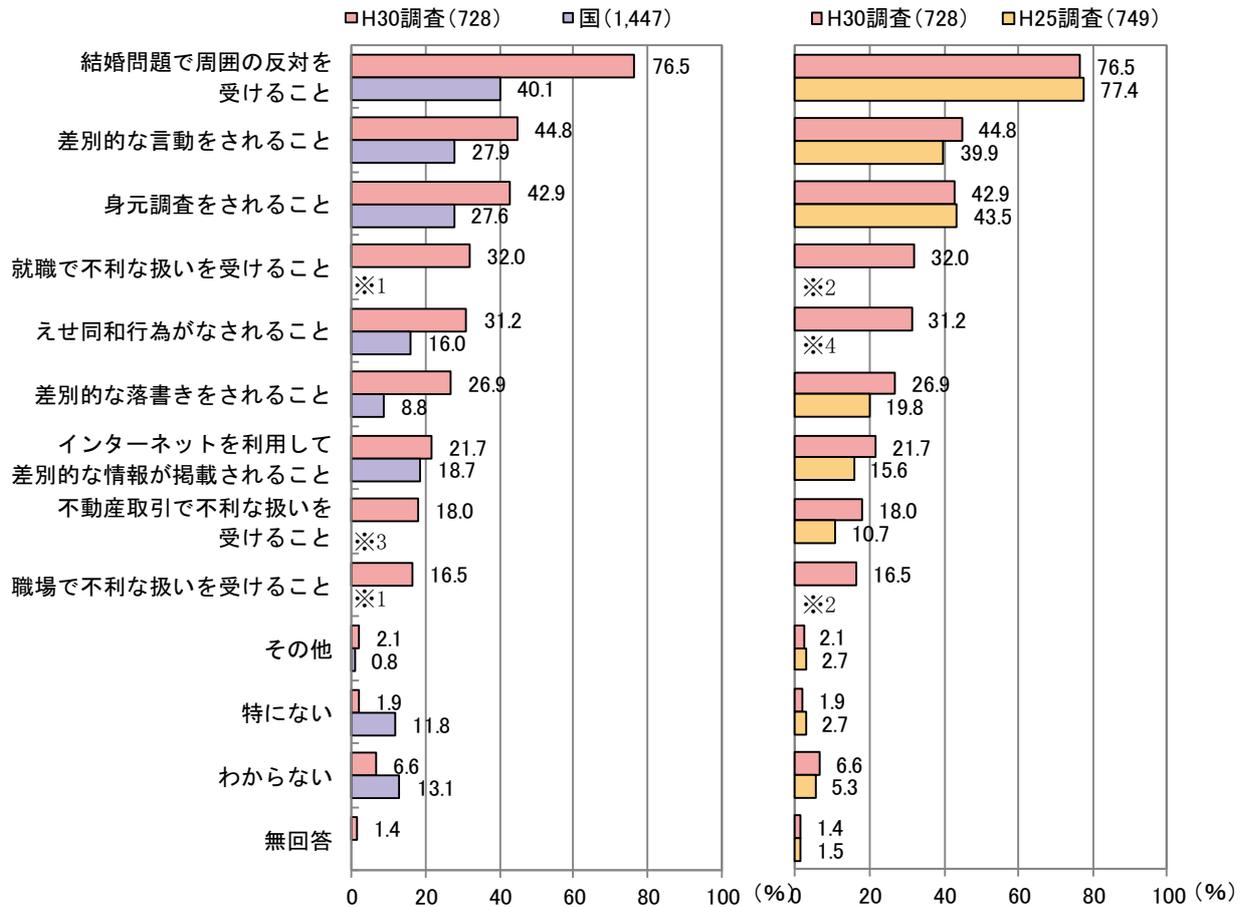
1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申\*において、部落差別の解消は国民的な課題であり、国の責務であることが示されました。1969年（昭和44年）には同和対策事業特別措置法が制定され、本市においても、同和行政を市政の重要課題の一つとして位置づけ、住環境整備や人権教育・啓発等の各種事業を積極的に推進してきました。その結果、生活環境の改善等の物的な基盤整備については一定の成果が見られました。また、2016年（平成28年）には、部落差別の解消に向けた施策を推進するために「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されています。

しかしながら、同和問題については、依然として差別や偏見が存在し、十分な理解がなされていないという現状があります。2018年（平成30年）に本市が実施した「人権問題に関する意識調査」では、同和問題に関する人権問題として、「結婚問題で周囲の反対を受ける」「差別的な言動をされる」「身元調査をされる」「就職で不利な扱いを受ける」等が上位にあげられています。さらに、同和地区\*や同和地区の人々に対する差別意識が「まだ残っている」と考えている人は、依然6割以上にのぼっています。また、「わからない」と回答した人は、前回調査から約7ポイント増加しています。

また、自身か子どもが結婚を希望する相手が同和地区出身者であるとわかった場合に、「結婚を考え直す（ように言う）だろう」と回答した人は、前回調査から約5ポイント減少したものの、依然2割以上となっています。



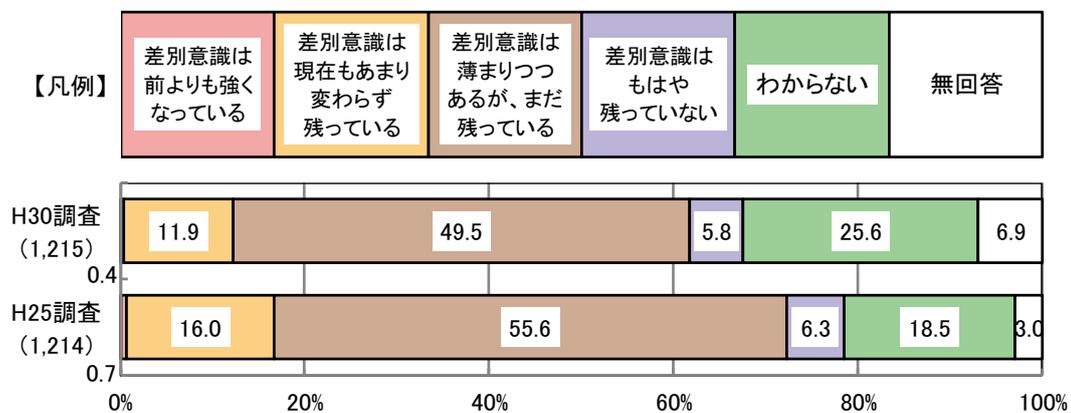
## 【同和問題に関する人権問題】



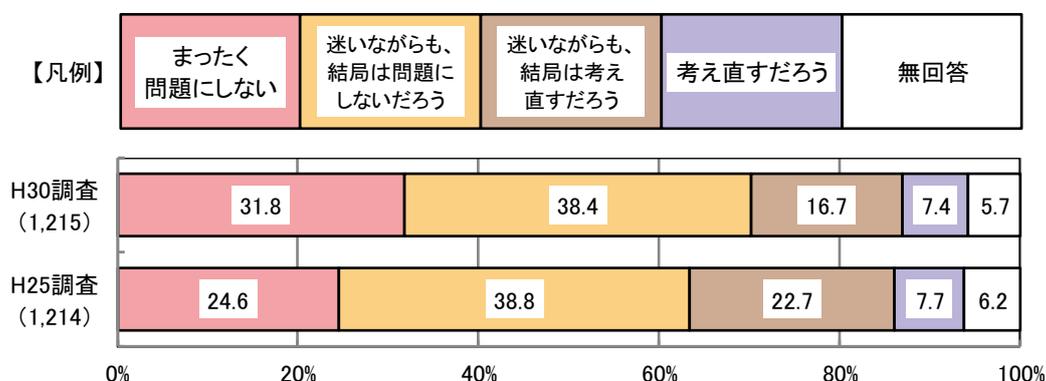
注) 複数回答可

- ※1 国の調査では「就職・職場で不利な扱いを受けること」が23.5%。
- ※2 H25調査では「就職・職場で不利な扱いを受けること」が37.2%。
- ※3 国の調査では「不動産取引で不利な扱いを受けること」の選択肢はなし。
- ※4 H25調査では「えせ同和行為がなされること」の選択肢はなし。

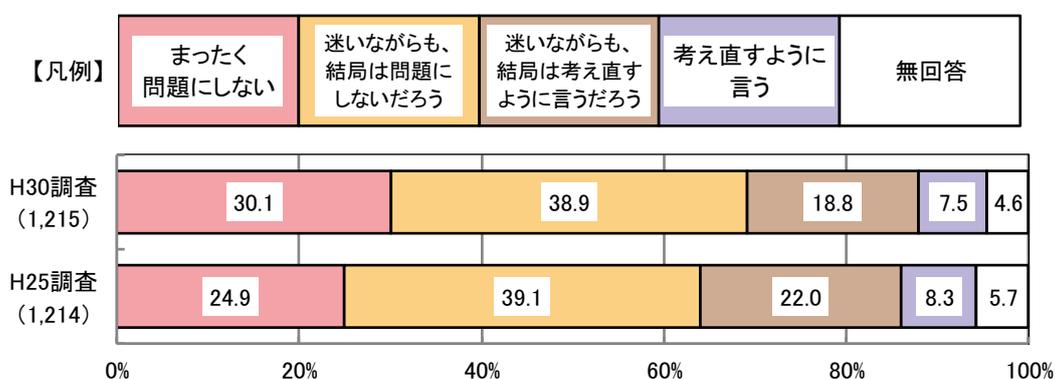
## 【同和地区や同和地区の人に対する差別意識】



### 【自身の結婚希望相手が同和地区出身者だった場合の対応】



### 【子どもの結婚希望相手が同和地区出身者だった場合の対応】



こうした差別意識の解消に向けて、本市では、「人権フェスタ」や「人権を確かめあう日」等の事業を通じて啓発を行い、各地区の人権啓発推進会とともにさまざまな取り組みを進めてきました。特に、差別事象が発生した地域においては、地区研修会を開催するなど、積極的な啓発活動を行ってきました。

学校等の教育現場においても、くわなっ子教育ビジョンに基づき、桑名市同和教育副読本「あゆみ」を活用して児童生徒への人権教育を推進するとともに、教育関係者への研修等も進めてきました。このほか、人権問題に関する相談体制の充実や、雇用等についての企業啓発にも力を入れてきました。

今後も、同和对策審議会答申の精神を尊重し、同和問題の解決に向けて国・県などの関係機関との連携を深め、人権意識の普及・啓発に関する各施策を積極的に推進していく必要があります。また、NPO\*・団体等のメンバーや人権イベントへの参加者等がいずれも高齢化している現状から、若い世代へのより効果的な啓発手法について考えていくことが必要です。

## めざすべき姿

同和問題について正しく理解され、部落差別撤廃に向けた取り組みが積極的に行われています。また、市民自らが人権尊重のまちづくりを積極的に進めています。

## 目標指標

目標指標	自身の結婚希望相手が同和地区出身者だとわかった場合、まったく問題にしない人の割合		
評価方法	人権問題に関する意識調査結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	24.6%	31.8%	39.0%

## 施策の方向

施策の方向	主な担当課
<b>①同和問題についての理解と認識を深める啓発の充実</b> すべての市民が同和問題の本質を理解し、問題の解決に向けた適切な判断や行動ができるようになるための啓発や情報提供を行います。	人権政策課 人権センター 人権教育課
<b>②地域における啓発活動の充実</b> 同和問題の解決に向けて、地区の人権啓発推進会やNPO・団体等を中心に、多様な啓発活動を行います。	人権政策課 人権センター
<b>③地域のリーダーの養成</b> 市民が、人権に対する正しい知識と理解を持ち、地域のリーダーとして人権啓発に関わることができるよう、研修を充実します。	人権政策課 人権センター 人権教育課
<b>④人権意識を高める学習機会の充実</b> 同和問題について学び、正しく理解することができるよう、学習機会を充実します。	人権政策課 人権センター 人権教育課
<b>⑤保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</b> 子どもたちが、同和問題についての正しい知識を持ち、適切な意識を持つことができる人権教育を、学校等において実施します。	人権教育課 子ども未来課

施策の方向	主な担当課
<p>⑥教職員・行政職員等の研修の充実</p> <p>人権教育に関わる教職員や、市民や企業等への啓発に関わる行政職員等、多くの人の人権意識に影響を与える職員の研修を充実します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 子ども未来課 人事課 商工課</p>
<p>⑦同和問題に関する相談体制の充実及び周知</p> <p>同和問題に関するさまざまな差別や偏見、人権侵害等に関する相談体制を充実し、その周知を図ります。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>⑧企業等への啓発</p> <p>採用や雇用における人権侵害を防ぐとともに、職場内での人権意識を高めることができるよう、企業等に対して同和問題についての正しい理解と認識を深める啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター 商工課</p>
<p>⑨えせ同和行為*についての取り組み</p> <p>えせ同和行為の現状や対処方法について情報提供を行い、えせ同和行為を許さない意識を高めます。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>⑩部落差別解消推進法の周知と関連施策の充実</p> <p>部落差別解消推進法の周知を徹底するとともに、同法に基づく市の施策を充実します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 福祉総務課</p>



## 2 子どもの人権

### 現状と課題

現在、子どもを取り巻く環境は、社会の変化、少子化の進行、核家族化、共働き家庭の増加等、急激に変化しています。子どもに対する虐待や犯罪は今なお後を絶たず、学校においても、いじめや不登校等の深刻な問題が起きています。子どもたちがお互いを尊重し合い、人権意識を育む取り組みが求められています。

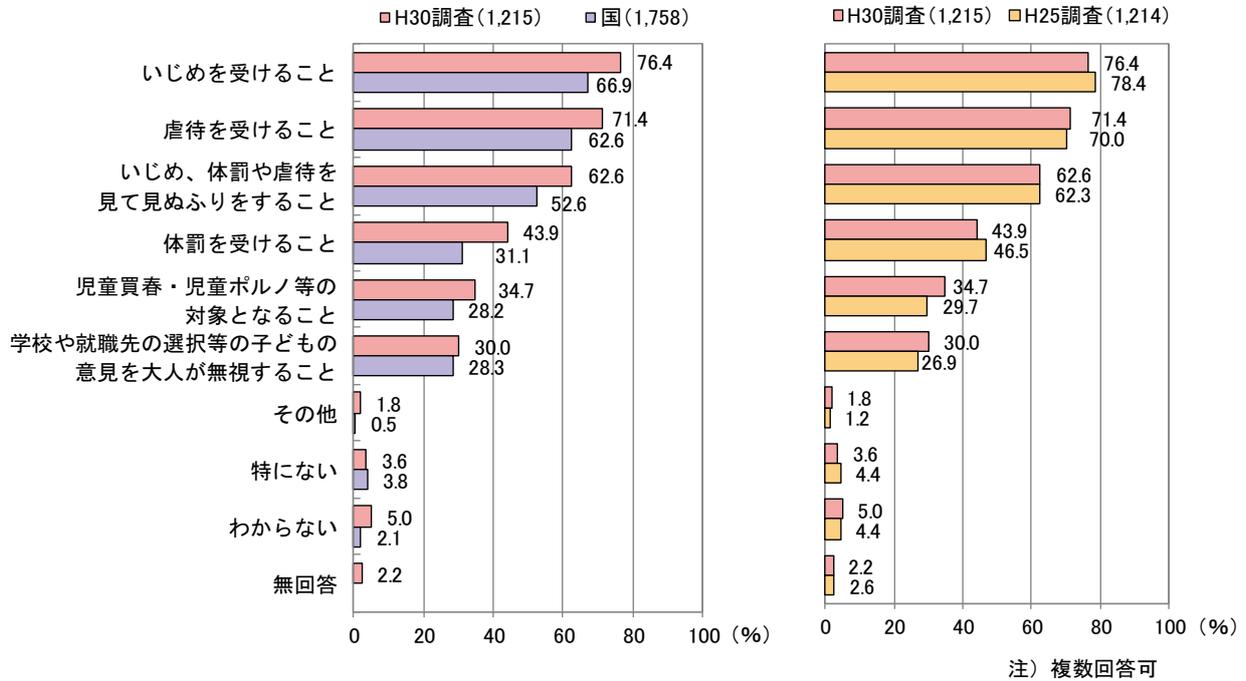
本市では、子どもたちの健全な発達及び安全性の確保が課題とされていることから、2013年（平成25年）に「子どもの笑顔を守るまち くわな ～子どもを虐待から守る都市宣言～」を行いました。さらに、子どもに対するあらゆる暴力の排除や、いじめ等の問題の発生予防に向けた推進体制の強化・充実を図ってきました。また、2014年（平成26年）には「桑名市いじめ防止基本方針」を策定しました。

こうした取り組みにもかかわらず、子どもの人権を侵害するさまざまな事件等が発生しています。2018年（平成30年）に本市が実施した「人権問題に関する意識調査」では、子どもに関して起きていると思う人権問題として、「いじめを受けること」「虐待を受けること」「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをする」「体罰を受けること」が上位にあげられています。これらの項目はいずれも国の調査結果と比べて割合が高くなっています。近年の研究では、学校風土を改善することが、いじめの予防などに効果的であることが指摘されています。子どもの人権の視点からも、すべての子どもが安心して過ごせる学校を実現する取り組みが重要であると考えられます。

今後も、民間企業やNPO\*・団体等とも協力しながら、人権尊重を基盤においた保育・学校教育の推進、いじめ・虐待などに対する取り組みの充実等、子どもの人権を大切にす社会環境づくりを進めていく必要があります。



## 【子どもに関して起きていると思う人権問題】



### めざすべき姿

子どもは自らの意思が尊重され、権利が保障された環境の下で、豊かな人権感覚を備えた人間として、主体的に行動し「生きる力」を育み安全で健やかな生活を送っています。

### 目標指標

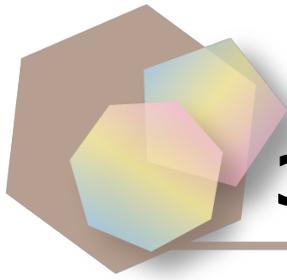
目標指標	自分のことを大切と思う中学生の割合		
評価方法	桑名市小中学生の人権に関する意識調査結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	79.9%	82.8%	85.0%

## 施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①子どもの人権についての正しい理解の啓発</p> <p>子どもの権利条約*の趣旨を踏まえて、子どもの人権を正しく理解し、大人も子ども自身も子どもの人権を尊重することができるよう啓発します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 子ども未来課</p>
<p>②世代間交流の充実</p> <p>地域の子どものから高齢者までが、多様な機会を通じて交流できる場を拡充し、お互いを理解するとともにお互いを大切に思う心を育む教育や啓発を行います。</p>	<p>人権教育課 子ども未来課 介護高齢課 生涯学習・スポーツ課</p>
<p>③子どもの安全を守るネットワークの強化</p> <p>地域社会と連携して、子どもの安全を守るネットワークを強化します。</p>	<p>子ども未来課 学校支援課 生涯学習・スポーツ課 環境安全課</p>
<p>④子どもたちが安全に生活し、成長できる環境の整備</p> <p>子どもたちが安全で快適に生活し、成長できる環境を整備します。子どもが、地域や学校でさまざまな経験や学習をし、健全に成長できる教育環境を整備します。</p>	<p>子ども未来課 アットマゼット課 教育総務課</p>
<p>⑤保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</p> <p>子どもを取り巻く環境が大きく変化し、解決すべき問題が多様化している現状を的確に踏まえるとともに、子どもの発達段階に配慮した「人権感覚あふれる学校づくり」を推進します。同時に、教職員の人権意識を高める研修や啓発等を行います。</p>	<p>人権教育課 子ども未来課 学校支援課</p>
<p>⑥相談体制の充実及び周知</p> <p>子ども総合相談センターを中心に、子育てに関する相談体制を充実するとともに、その周知を図り、子どもの健全な成長を支援します。</p>	<p>子育て支援課 学校支援課</p>
<p>⑦子どもの相談体制の充実及び周知</p> <p>学校等における相談や電話相談等、子ども自身がさまざまな形で自ら相談できる環境を充実し、その周知を図ります。</p>	<p>人権教育課 学校支援課</p>

施策の方向	主な担当課
<p>⑧虐待防止についての啓発</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律の趣旨や子どもの人権の視点から、子どもの虐待防止についての啓発を行います。また、関係機関と連携して虐待の確認や対応を行う体制を強化します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 子育て支援課</p>
<p>⑨学校等におけるいじめ予防策の充実</p> <p>子どもの人権の視点から、いじめ防止についての啓発を行うとともに、学校におけるいじめの発生を予防し、すべての子どもが安心できる学校づくりをめざします。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 学校支援課</p>





## 3 女性の人権

### 現状と課題

男女が社会における対等な存在として互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みが展開されています。本市においては、2019年（平成31年）に新たな「桑名市男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな施策を進めています。特に、今回の計画では、2015年（平成27年）に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を踏まえて、女性が職業生活で活躍するための支援等が重視されています。

しかしながら、男女共同参画社会の実現の妨げになる「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識の解消には至っていません。こうした現状は全国的な課題であり、男女の実質的な機会の平等を確保するため、国は2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位につく女性の割合が30%程度となることをめざした施策を推進しています。

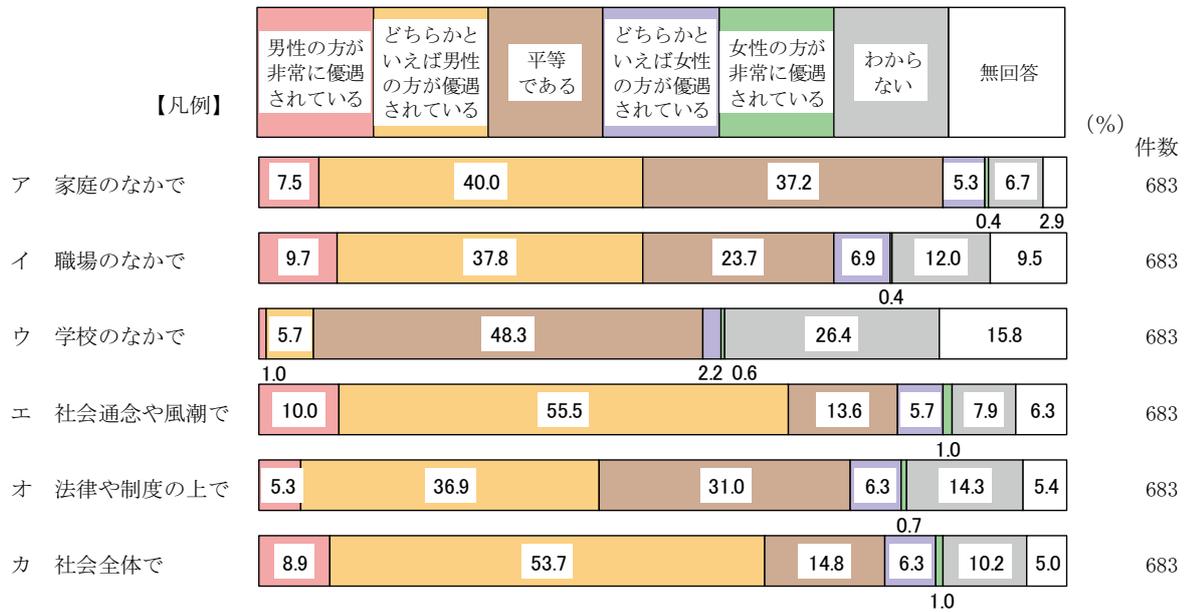
2017年（平成29年）に本市が実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」では、家庭、職場、社会通念及び社会全体など、ほとんどの項目で「男性が優遇されている」と答えた人が多くみられました。

また、2018年（平成30年）に本市が実施した「人権問題に関する意識調査」では、女性に関して起きていると思う人権問題として、「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい等）を受けること」「セクシュアル・ハラスメント\*」「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」「ドメスティック・バイオレンス\*」が上位にあげられています。これらの項目はいずれも前回調査より割合が増加しており、特に「職場において差別待遇を受けること」は約14ポイント高くなっています。

本市はこれまで、夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーから身体的・心理的暴力等を受けるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の解決を図るために、「女性法律相談」を開設するなど、関係機関との連携を強化して情報提供や啓発、相談体制の充実に努めてきました。

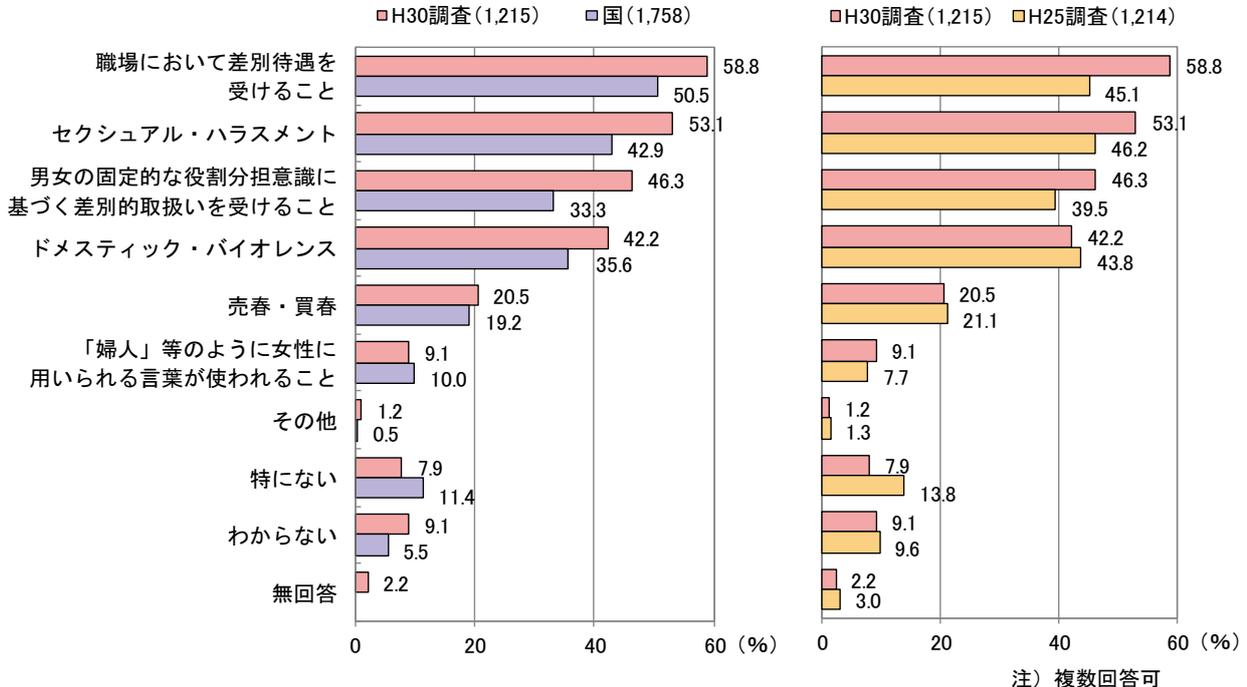
今後も、男女が互いに尊重し合い、心身ともに健康に暮らせる環境づくりをめざす必要があります。

### 【分野別男女の地位評価】



※2017年桑名市男女共同参画に関するアンケート調査より。

### 【女性に関して起きていると思う人権問題】



※国の調査では他に「アダルトビデオ等への出演強要」が15.5%となっている。

## めざすべき姿

市民が「男女共同参画」の意味や考え方を知り、「男女共同参画社会」の実現にむけて、皆がお互いを認め合い、協力してまちづくりをすすめています。

## 目標指標

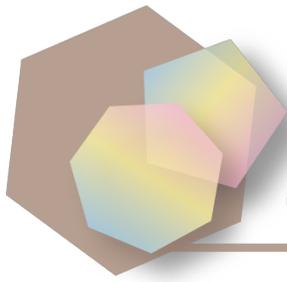
目標指標	各種審議会等への女性登用率		
評価方法	実績値にて評価		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	26.1%	30.4%	37.0%

## 施策の方向

施策の方向	主な担当課
<b>①男女共同参画意識の啓発</b> 男女が互いの人権を尊重するとともに、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共同参画できるよう、男女共同参画の考え方の普及と啓発を行います。	まちづくり推進課 人権政策課 人権センター
<b>②リーダーの育成</b> 男女共同参画の視点に立って参画できる人材の育成に取り組み、豊富な人材確保に努めます。	まちづくり推進課 人事課
<b>③男女の固定的な役割分担意識を解消する教育の充実</b> さまざまな立場の市民が、男女共同参画に関する学習ができるよう、多様な学習機会の充実を図ります。	まちづくり推進課 人権政策課 人権センター
<b>④保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</b> 学校等で、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら男女共同参画教育を実施します。同時に、教職員の男女共同参画意識を高める研修や啓発等を行います。	人権教育課 子ども未来課 学校支援課

施策の方向	主な担当課
<p>⑤相談体制の充実及び周知</p> <p>セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど、さまざまな悩みに対応できる相談体制の充実とその周知を図るとともに、関連機関との連携強化による被害者救済体制の充実に努めます。</p>	<p>戸籍・住民登録課 まちづくり推進課 人権政策課 人権センター 子育て支援課 人事課</p>
<p>⑥企業等への啓発</p> <p>企業等へ、男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行い、募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の実現をめざします。同時に、職場で生じやすいセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント*などに関する啓発を充実します。</p>	<p>まちづくり推進課 商工課</p>
<p>⑦女性の政策・方針決定の場への参画の促進</p> <p>女性の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促し、登用を推進します。</p>	<p>まちづくり推進課 人事課 総務課</p>
<p>⑧仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の推進</p> <p>就業者・事業者に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報提供や意識啓発を行うとともに、ワークシェアリング*や労働時間の短縮、フレックスタイム制度等、多様な就労形態を周知します。</p>	<p>まちづくり推進課 子ども未来課 人事課 商工課</p>





## 4 障害者の人権

### 現状と課題

1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機として、障害のある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが世界各国において推進されています。わが国においても、「心身障害者対策基本法」（1970年制定）が1993年（平成5年）に「障害者基本法」として改正され、2004年（平成16年）には障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止規定が追加されました。また、2005年（平成17年）には障害のある人の自立及び社会参加の支援を目的とする「障害者自立支援法」が制定され、2013年（平成25年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」として改正・施行されています。さらに、2013年（平成25年）6月、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年（平成28年）に施行されました。

本市では、2015年（平成27年）に、「第3期桑名市障害者計画及び第4期桑名市障害福祉計画」を策定し、2018年（平成30年）に「第5期桑名市障害福祉計画」が策定され、障害に関する教育の推進や相談体制の充実等の各施策を推進しています。また、2011年（平成23年）には、個人のさまざまな状況にかかわらず、可能な限り多くの人が利用できるよう、「ユニバーサルデザイン\*ガイドライン」を策定しています。

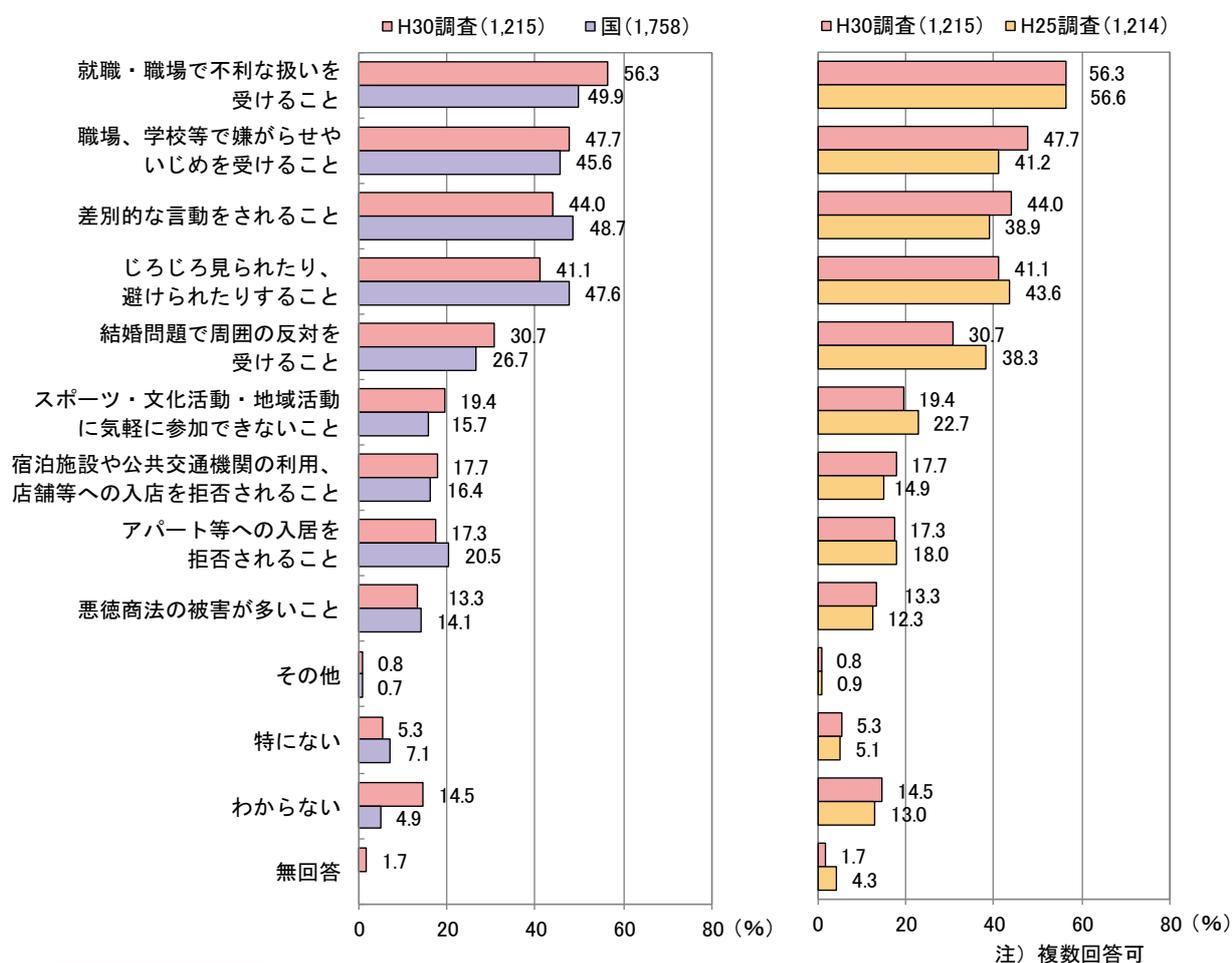
しかしながら、障害のある人に対する誤った認識や偏見からくる差別が依然として残っています。本市が2018年（平成30年）に実施した「人権問題に関する意識調査」では、障害のある人に関して起きていると思う人権問題として、「就職・職場で不利な扱いを受ける」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」「差別的な言動をされる」「じろじろ見られたり、避けられたりする」等が上位にあげられています。

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、障害のある人が自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害のある人への正しい理解と認識を深める必要があります。障害のある人が安心して生活できるまちづくりを推進するために、障害のある人の日常生活への支援体制と福祉サービスの充実が、今後も一層求められます。

注) 「障害」の表記について

本市においては、法令に基づいた漢字表記を使用しています。

## 【障害者に関して起きていると思う人権問題】



### めざすべき姿

障害のある人もない人もすべて同じ社会の構成員として、お互いの人権を尊重し合い、自分らしい豊かな暮らしをつくるために、地域のなかで社会参画しながら、生き生きとした生活を送っています。

### 目標指標

目標指標	障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある障害のある人の割合		
評価方法	障害者計画・障害福祉計画策定に関するアンケート結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度(R6)
	38.0%	39.9%	30.0%

## 施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①障害のある人の人権についての正しい理解の啓発</p> <p>障害のある人が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、すべての市民が障害のある人の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。</p>	<p>障害福祉課 人権政策課 人権センター</p>
<p>②障害のある人とのふれあいや交流の促進</p> <p>障害のある人とのふれあいや交流を通じて相互理解を深めることができるよう、ふれあいの場を拡充します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>③NPO*や団体等との連携</p> <p>NPO・団体等と連携し、さまざまな場面で障害のある人の人権尊重への理解を深める啓発活動を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>④障害のある人の教育・学習の充実</p> <p>障害の状態や発達段階に応じて、適切な教育や学習ができる体制を確保します。</p>	<p>人権教育課 学校支援課</p>
<p>⑤障害のある人の社会参加</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障害のある人が社会参加し、自らの権利を行使することができるような環境づくりを進めます。</p>	<p>障害福祉課 都市整備課</p>
<p>⑥福祉サービスの充実</p> <p>障害のある人が住み慣れた地域で生活していくために必要な各種サービスを受けられる体制を確保します。</p>	<p>障害福祉課 廃棄物対策課</p>
<p>⑦障害のある人の権利擁護</p> <p>障害のある人の権利を守る制度や各種サービスの情報を提供し、必要に応じて利用を支援します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>⑧障害のある人の虐待の防止</p> <p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を周知するとともに、関係機関と連携して虐待の確認や措置を行う体制を強化し、障害のある人への虐待を防止します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>⑨保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</p> <p>学校等で、子どもたちが、障害のある人の人権を理解できる教育を実施します。同時に、教職員の人権意識を高める研修や啓発等を行います。</p>	<p>障害福祉課 人権教育課 子ども未来課 学校支援課</p>

施策の方向	主な担当課
<p>⑩障害のある人への理解を深める職員研修の充実</p> <p>職員が、障害についての知識や理解を深めて接することができるよう、講座や研修の内容を充実します。</p>	<p>人事課 人権政策課 人権センター</p>
<p>⑪相談体制の充実及び周知</p> <p>障害のある人の多様な相談を受け付け、安心して生活することができる相談体制を充実し、その周知を図ります。</p>	<p>障害福祉課 人権政策課 人権センター 子育て支援課 学校支援課</p>
<p>⑫企業等への啓発</p> <p>障害のある人の雇用について、法律に基づく適切な対応がとられるよう、企業等への訪問や啓発チラシの配布等を通じて、情報提供や啓発を行います。</p>	<p>障害福祉課 商工課</p>
<p>⑬障害のある人の人権に関する法律等の周知</p> <p>障害者差別解消法等、障害のある人の人権に関する法律等の周知を徹底するとともに、市の関連施策を充実します。</p>	<p>障害福祉課 人権政策課 人権センター</p>



## 5 高齢者の人権

### 現状と課題

わが国では、2018年（平成30年）現在、人口の28.1%が65歳以上の高齢者であり、4人に1人以上が高齢者という時代に突入しています。本市では、2019年（平成31年）3月末時点で26.0%が高齢者であり、特に75歳以上の高齢者が増加してきています。

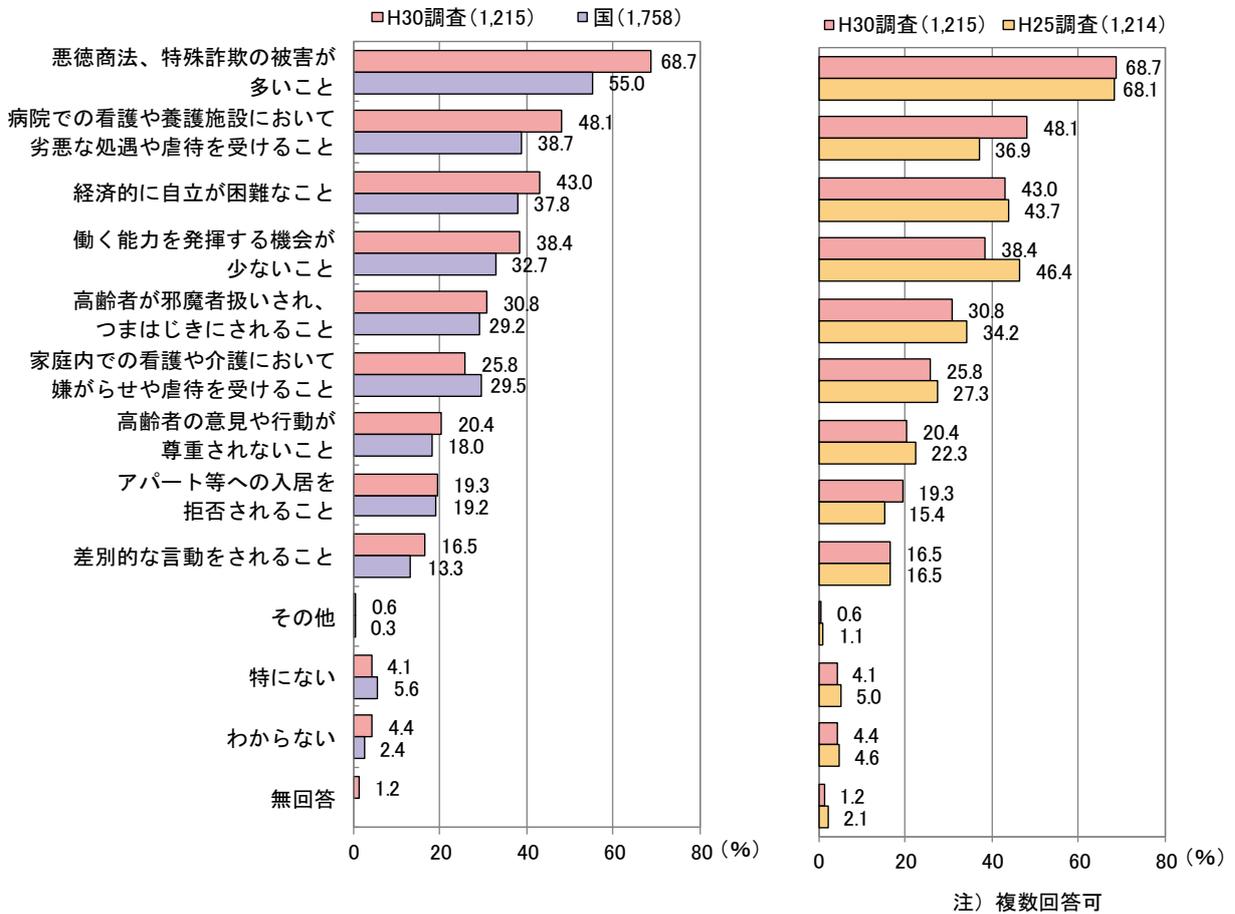
一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の増加、同居家族の昼間時の不在により日中独居となる高齢者の増加等、高齢者をとりまく生活環境は大きく変化してきています。さらに、地域における交流の減少等により地域社会の機能が低下しており、高齢者が孤立してしまう現状に拍車をかけています。

本市では、こうした問題を解決するため、シルバー人材センターやハローワーク等と連携した高齢者の就労支援、高齢者の集いの場づくりのための宅老所の設置・運営等に取り組んできました。また、高齢者の孤立を予防し、認知症・虐待等の支援が必要な高齢者を早期に発見することができるよう、地域包括支援センターの充実や高齢者見守りネットワークを形成してきめ細かな見守り体制を整備してきました。特に、高齢者の虐待については、2006年（平成18年）の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を受け、高齢者虐待防止マニュアルの作成、高齢者虐待防止ネットワーク会議の開設等に取り組んでいます。

高齢者は、健康状態等により支援を要する場合が多くなるため、その人権の尊重についてもさまざまな問題が発生しやすくなります。2018年（平成30年）に本市が実施した「人権問題に関する意識調査」では、高齢者に関して起きていると思う人権問題として、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多い」「病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や虐待を受ける」「経済的に自立が困難である」「働く能力を発揮する機会が少ない」等が上位にあげられています。これらの項目はいずれも国の調査結果と比べて割合が高く、特に「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多い」は約14ポイント高くなっており、本市において大きく問題視されています。

高齢者が住み慣れた地域で、健康で、安心して、幸せな生活を送ることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、高齢者の人権が大切にされ、個人の意思が十分に尊重される社会づくりに努めていく必要があります。

## 【高齢者に関して起きていると思う人権問題】



### めざすべき姿

すべての高齢者が自分自身の意思決定が尊重され、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく安心して、快適に生活を送っています。

### 目標指標

目標指標	生きがいをもって生活している高齢者の割合		
評価方法	桑名市日常生活圏域ニーズ調査結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	81.9%	66.1%	87.0%

## 施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①高齢者の人権についての正しい理解の啓発</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、すべての市民が高齢者の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。</p>	<p>介護高齢課 人権政策課 人権センター</p>
<p>②高齢者とのふれあいや交流の促進</p> <p>高齢者とのふれあいや交流を通じて相互理解を深めることができるよう、ふれあいの場を拡充します。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>③安心して生活できる見守り体制の充実</p> <p>高齢者が地域で安心して生活できるよう、高齢者見守りネットワーク活動を中心に、見守り体制を充実します。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>④高齢者の生涯学習の充実</p> <p>高齢者が生涯を通じてさまざまな学習活動ができるよう、生涯学習機会を充実します。</p>	<p>介護高齢課 保健医療課 生涯学習・スポーツ課</p>
<p>⑤高齢者の社会参加</p> <p>高齢者が就労や地域社会などのさまざまな場に参加して自らの権利を行使することができるような環境づくりを進めます。</p>	<p>介護高齢課 都市整備課 商工課</p>
<p>⑥福祉サービスの充実</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で生活していくために必要な各種サービスを受けられる体制を確保します。</p>	<p>介護高齢課 廃棄物対策課</p>
<p>⑦高齢者の権利擁護</p> <p>高齢者の権利を守る制度や各種サービスの情報を提供し、必要に応じて利用を支援します。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>⑧高齢者への虐待の防止と支援体制の充実</p> <p>高齢者への虐待についての情報提供と啓発を行い、虐待の防止と支援体制の充実を図ります。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>⑨保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</p> <p>学校等で、子どもたちが、高齢者の人権を理解できる教育を実施します。同時に、教職員の人権意識を高める研修や啓発等を行います。</p>	<p>介護高齢課 子ども未来課 人権教育課 学校支援課</p>
<p>⑩相談体制の充実及び周知</p> <p>高齢者の多様な相談を受け付け、安心して生活することができる相談体制を充実し、その周知を図ります。</p>	<p>介護高齢課 人権政策課 人権センター</p>
<p>⑪企業等への啓発</p> <p>高齢者の雇用について、企業等への情報提供や啓発を行います。</p>	<p>介護高齢課 商工課</p>



## 6 外国人の人権

### 現状と課題

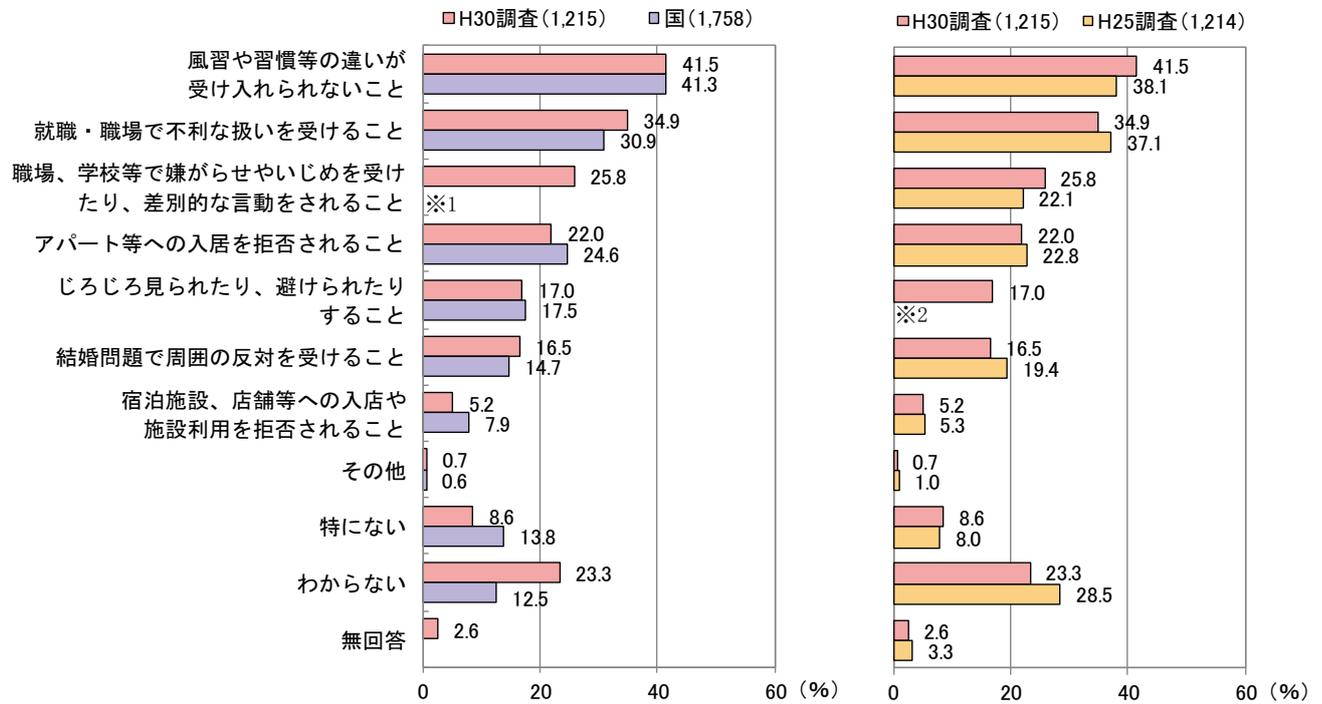
本市には、2018年（平成30年）12月末現在4,087人の外国人の市民が生活しています。これは、総人口の3%弱にあたり、近年は増加傾向にあります。本市においては、外国人の市民が安心して暮らせるよう、外国語表記による生活情報の提供、日本語教室や交流イベント等の開催、外国人児童生徒への適応指導及び国際理解教育等を進めてきました。

外国人に対する人権問題は、言語・文化・習慣・価値観の違いによる相互の不理解から生じているものと考えられます。「人権問題に関する意識調査」では、外国人の市民に関して起きていると思う人権問題として、「風習や習慣等の違いが受け入れられない」「就職・職場で不利な扱いを受ける」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けたり、差別的な言動をされる」「アパート等への入居を拒否される」等が上位にあげられていますが、こうした内容の背景にも相互の不理解があるものと考えられます。そのため、今日では「多文化共生\*」が推進され、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として共に生きようとする考え方が広がりつつあります。

一方、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等の発生を踏まえて、2016年6月（平成28年）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ\*解消法）」が施行されました。「人権問題に関する意識調査」で、ヘイトスピーチを伴うデモ等を見聞きした際の感想をたずねた結果、「不愉快で許せない」等の感想の他に、「表現の自由の範囲内だと思った」「自分には関係ない」等の感想もみられました。このように、新たな法律の周知は十分とはいえ、今後の教育・啓発が必要といえます。

また、2018年（平成30年）12月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立しました。この法律により、新たな在留資格が創設され、今後さらに外国人の受け入れが増加するものと考えられます。現在、本市に在住する外国人は、ブラジル人・ベトナム人・韓国人・中国人など、多国籍にわたります。こうした実態を踏まえた支援の充実を図るとともに、職場、地域、学校などのさまざまな場面における多文化共生を進めていく必要があります。

## 【外国人の市民に関して起きていると思う人権問題】

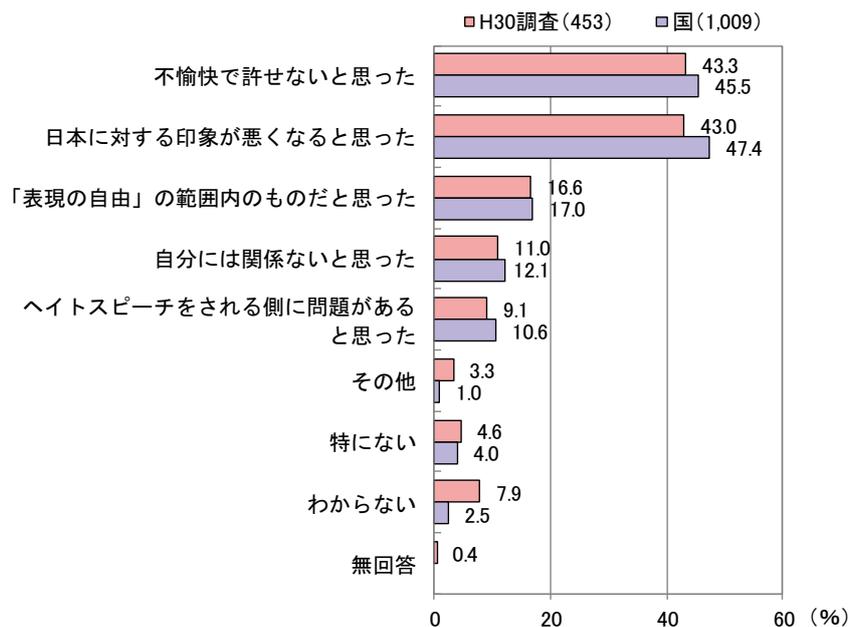


注) 複数回答可

※1 国の調査では「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が20.6%、「差別的な言動をされること」が22.4%。

※2 H25調査では「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の選択肢はなし。

## 【ヘイトスピーチを伴うデモ等を見聞きした感想】



注) 複数回答可

## めざすべき姿

外国人の市民が生活に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観などが尊重され、地域の活動へ参加・参画し、安心して暮らしやすい社会づくりを進めています。

## 目標指標

目標指標	日本語教室及び交流イベントに参加した外国人の延べ人数		
評価方法	桑名市国際交流市民アドバイザー委員会の活動実績より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	696人	437人	1,000人

## 施策の方向

施策の方向	主な担当課
<b>①外国人についての理解を深める啓発の充実</b> 外国の文化や習慣の違いを理解し、お互いを尊重しながら共に生きていく人権感覚を身につけるため、継続的な情報提供や啓発を行います。	人権政策課 人権センター まちづくり推進課
<b>②多文化共生施策の充実</b> 日本人と外国人とのコミュニケーション支援や交流機会の充実などを図り、多文化共生施策を充実します。	まちづくり推進課
<b>③外国人の日常生活への支援</b> 本市の外国人居住者が安心して生活できるよう、表示や情報提供などへの配慮を行います。	戸籍・住民登録課 観光文化課 廃棄物対策課
<b>④保育所（園）、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</b> 学校等で、子どもたちが、外国人の人権を理解できる教育を実施します。同時に、教職員の人権意識を高める研修や啓発等を行います。	人権教育課 子ども未来課 学校支援課

施策の方向	主な担当課
<p>⑤外国人の子どもの教育の充実</p> <p>日本語指導が必要な子どもの円滑な就学を支援するとともに、言葉の理解の問題による学力低下などが生じないように、日本語指導を行う等の支援を充実します。</p>	<p>子ども未来課 人権教育課</p>
<p>⑥外国人の相談体制の充実及び周知</p> <p>各種手続きや日常生活での困り事への相談が気軽にできる体制づくりを進め、その周知を図ります。</p>	<p>人権政策課 人権センター まちづくり推進課</p>
<p>⑦外国人の適切な雇用への啓発</p> <p>外国人の雇用について、国の指針等に基づく適切な対応がとられるよう、企業等への情報提供や啓発チラシの配布等を通じて啓発します。</p>	<p>商工課</p>
<p>⑧外国人の人権に関する法律等の周知</p> <p>ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関する法律等の周知を徹底します。</p>	<p>人権政策課 人権センター</p>





## 7 インターネットにおける人権

### 現状と課題

インターネットの普及は、私たちの生活を便利なものに変えました。特に、携帯電話やスマートフォンの急速な普及は、子どもたちにとってもインターネットの世界を身近なものにしています。

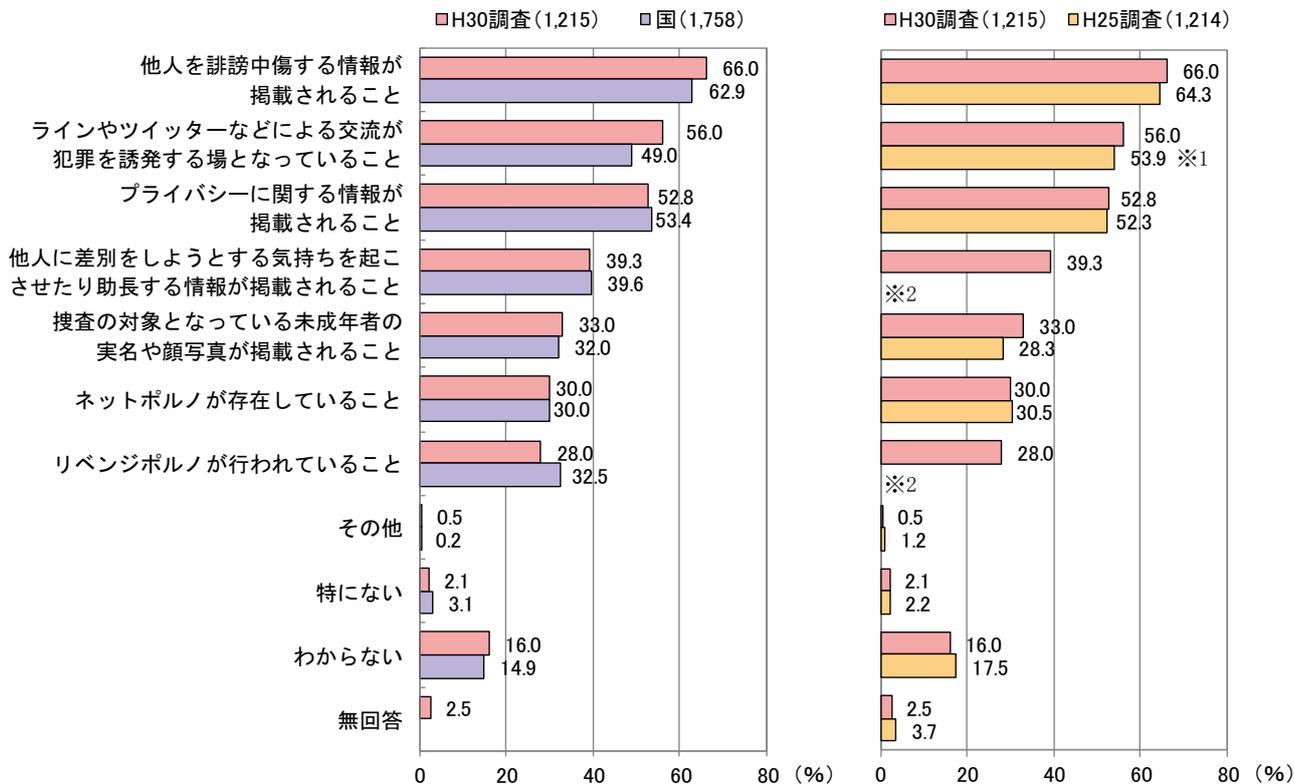
その一方で、インターネット上でのプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、インターネット上でのいじめなど、子どもが加害者や被害者となるさまざまな人権問題が発生してきています。また、インターネットによる誘い出しにより、犯罪被害に巻き込まれるという事例も多く発生しています。国は、2009年(平成21年)4月より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行して対策を進めています(2018年(平成30年)に改正)。また、児童とその保護者を対象とした人権啓発ビデオ等を活用した教育や啓発を実施しています。

本市が実施した「人権問題に関する意識調査」でも、インターネット上で起きていると思う人権問題として、「他人を誹謗中傷する情報が掲載される」「ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっている」「プライバシーに関する情報が掲載される」等が上位にあげられています。

こうした、インターネット上での人権問題をなくすためには、一人ひとりが差別的な書き込み等をしないことはもちろん、そうした行為が重大な人権侵害であることをすべての市民が認識する必要があります。そのためには、人権意識やメディアリテラシー(情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力)を高める教育や啓発を充実させる必要があります。また、人権侵害事例が発生した場合には、インターネットプロバイダに書き込みの削除要請をするなど、毅然とした対応をしていくことも大切です。



## 【インターネット上で起きていると思う人権問題】



注) 複数回答可

※1 H25 調査では「出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること」。

※2 H25 調査では「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり助長する情報が掲載されること」「リベンジポルノが行われていること」の選択肢はなし。

### めざすべき姿

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制整備がされ、市民一人ひとりがインターネットにおける問題点を正しく理解し、インターネットを活用しています。

### 目標指標

目標指標	インターネット上で、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの情報が掲載された場合、許せない人権侵害だと思う人の割合		
評価方法	人権問題に関する意識調査結果より		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	62.8%	62.4%	69.0%

## 施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①インターネット上の人権問題についての理解の促進</p> <p>インターネット上で生じている人権問題についての情報を提供し、正しい理解を促すことにより、一人ひとりが被害者にも加害者にもなることがないように啓発します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 まちづくり推進課 学校支援課</p>
<p>②人権侵害に対する適切な対応の実施</p> <p>インターネット上での人権侵害については、国や県などの関係機関と連携し、削除要請等、適切に対応します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 学校支援課</p>
<p>③インターネットについての学習・情報提供</p> <p>インターネットの特徴や利用上のルール・マナーを理解し、適切に利用できるよう支援します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 まちづくり推進課 学校支援課</p>
<p>④インターネット上の人権についての教育の充実</p> <p>小・中学校等で、子どもたちがインターネット上の人権問題への理解を深めることができる教育を実施します。</p>	<p>人権教育課 学校支援課</p>
<p>⑤教職員・行政職員等の研修の充実</p> <p>教職員や行政職員等が、人権意識やメディアリテラシーを高める教育を行えるよう研修を充実します。</p>	<p>人権教育課 まちづくり推進課 学校支援課</p>
<p>⑥相談体制の充実及び周知</p> <p>インターネットにおける人権問題の相談体制を充実するとともに、その周知を図り、安心してインターネットを活用できるよう支援します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 学校支援課</p>

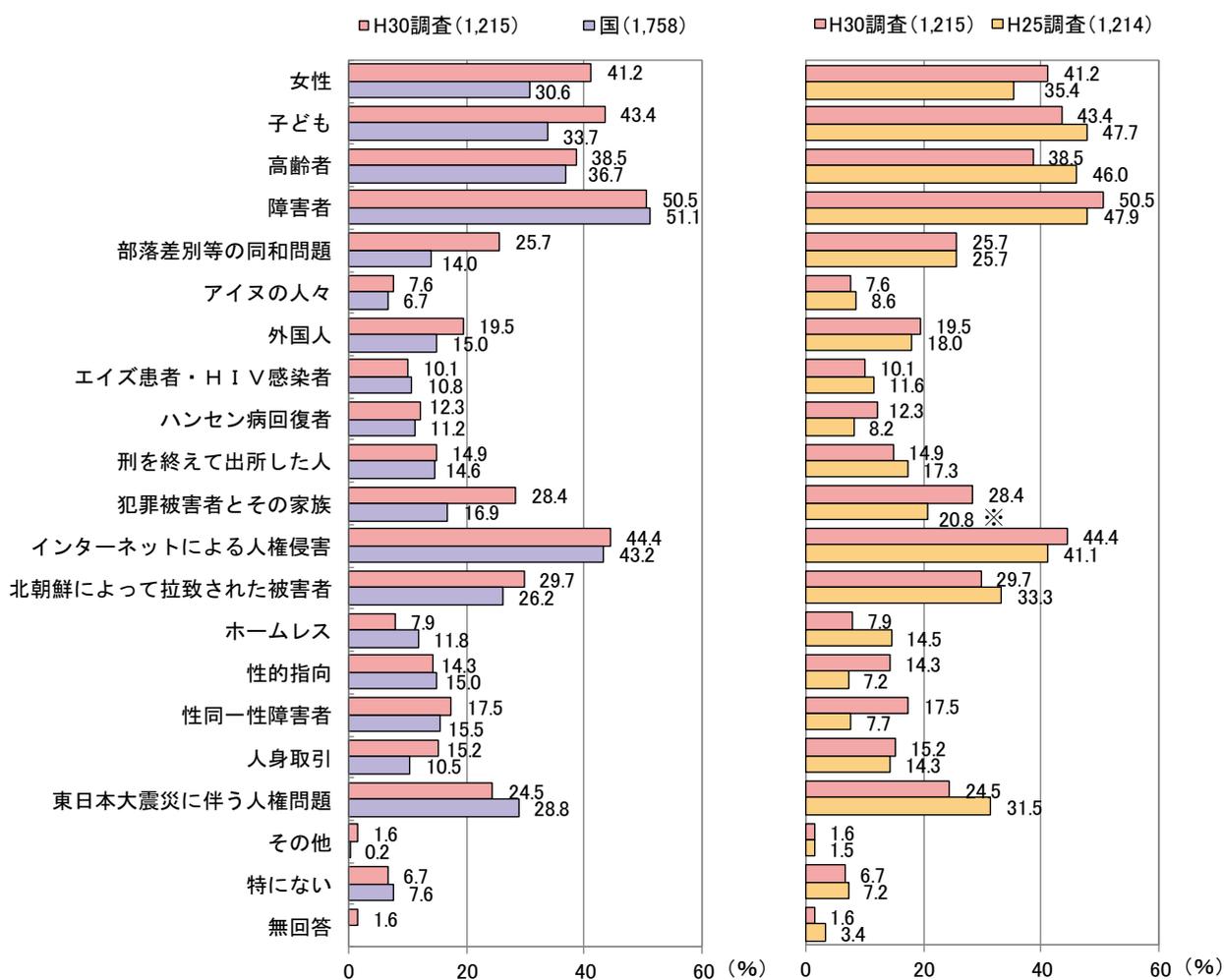


# 8 さまざまな人権

## 現状と課題

これまで述べた人権問題のほかにも、さまざまな人権問題が存在しています。「人権問題に関する意識調査」では、関心のある人権問題として、「障害者」「インターネットによる人権侵害」「子ども」「女性」「高齢者」などに続いて、「北朝鮮による拉致被害者」「犯罪被害者とその家族」等が上位にあげられています。

### 【関心のある人権問題】



注) 複数回答可

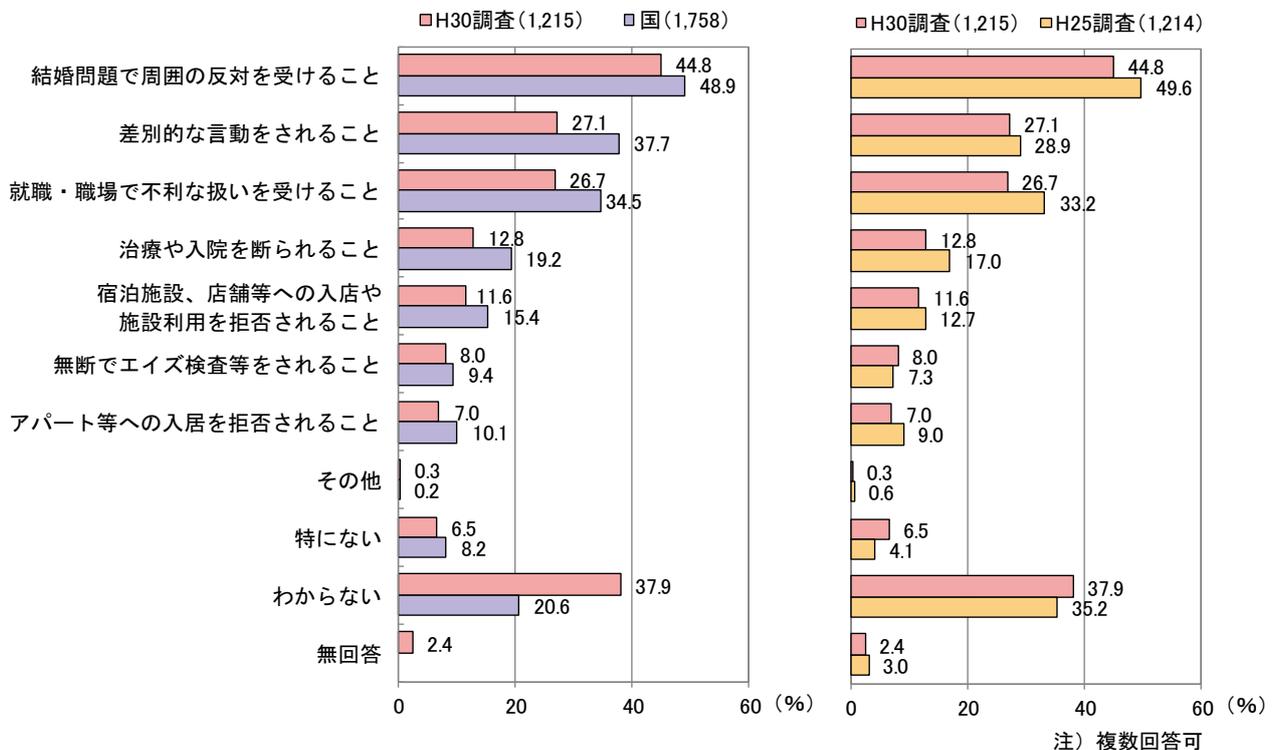
※H25調査では「犯罪被害者」。

また、今日の社会の動向や多発している社会問題等からみて、働き方改革などを踏まえた「多様なハラスメント」、「性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティ\*の人々)」、「被災者の人権」などについても、さまざまな人権としてとりあげていく必要があります。

## ■HIV 感染者・エイズ患者

意識調査では、HIV感染者・エイズ患者やその家族に関して起きていると思う人権問題として、「結婚問題で周囲の反対を受ける」「差別的な言動をされる」「就職・職場で不利な扱いを受ける」が上位にあげられています。これらの問題は、感染症に対する正しい知識や理解が不十分であることが大きな要因となっています。正確な情報の提供や正しい理解を広めていくことが重要です。

### 【HIV感染者・エイズ患者やその家族に関して起きていると思う人権問題】



## ■ハンセン病\*回復者

ハンセン病は、患者の強制隔離策といった史実から、誤解や偏見が根強く残っています。こうした差別や偏見の解消のためには、正確な情報の提供や正しい理解を広めていくことが重要です。2009年(平成21年)には、ハンセン病問題の解決の促進を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行されています。

## ■犯罪被害者とその家族

犯罪被害者とその家族は、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、偏見やプライバシー侵害など、さまざまな人権侵害を受けています。三重県では、2019年(平成31年)に、犯罪被害者等への支援の充実、犯罪被害者等を支える社会の形成を目的とする「三重

県犯罪被害者等支援条例」が施行されています。本市においても、犯罪被害者とその家族が社会的に孤立しないようにすることや、偏見や差別をなくす啓発活動等を進めてきましたが、今後もより一層啓発していく必要があります。

#### ■北朝鮮拉致被害者の人権

2002年(平成14年)の日朝首脳会談において、初めて北朝鮮が日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月に、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者の問題はいまだに解決されていません。北朝鮮当局による拉致は、我が国の国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。国連においても、2003年(平成15年)以来我が国が毎年提出している北朝鮮人権状況決議が採択されており、北朝鮮に対して、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決が強く要求されています。

我が国では、2006年(平成18年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めてさまざまな啓発が行われています。こうした問題も、自分には関係のない問題と捉えるのではなく、国民全体の課題として認識を深めていく必要があります。

#### ■被災者の人権

2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、近年では毎年のように大規模な災害が発生しています。そのため、避難後の生活等における被災者の人権への関心が高まっています。

被災者への支援には、被災者個々の状態や立場等を踏まえることが大切です。避難所生活における女性、子ども、障害者等への配慮、病気を抱える方や高齢者等の服薬などの健康管理、あるいは在留外国人への防災対策など、その内容は多岐にわたります。さまざまな立場の人の人権を尊重する視点から、支援を検討していく必要があります。

また、災害時には、様々な要因から避難への支援を必要とする人がいます。災害対策基本法に基づき、支援が必要な人の情報を適切に把握するとともに、全ての要配慮者及び避難行動要支援者に必要な支援が行き届くようにしていく必要があります。

#### ■アイヌの人々

アイヌの人々については、現在でも結婚や就職についての偏見、生活環境や教育水準等における格差等が存在しています。2019年(平成31年)には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々を先住民族と認め、アイヌ政策の総合的な推進に関すること等が定められました。

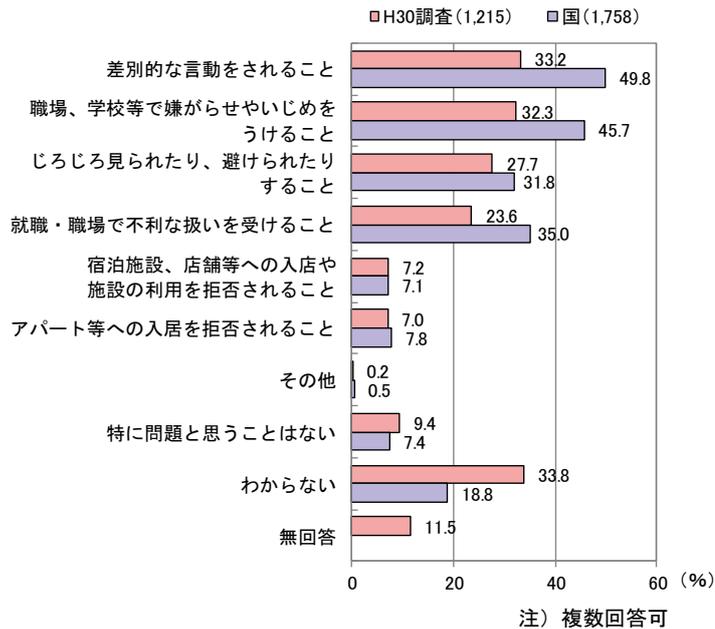
本市においても、アイヌ民族の歴史や文化、伝統などに関する知識や理解を深める学習を推進してきました。新法の趣旨を踏まえるとともに、今後もアイヌの人々の人権問題を国民全体が抱える人権問題として捉え、理解を深めていくための啓発が必要です。

## ■性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人々）

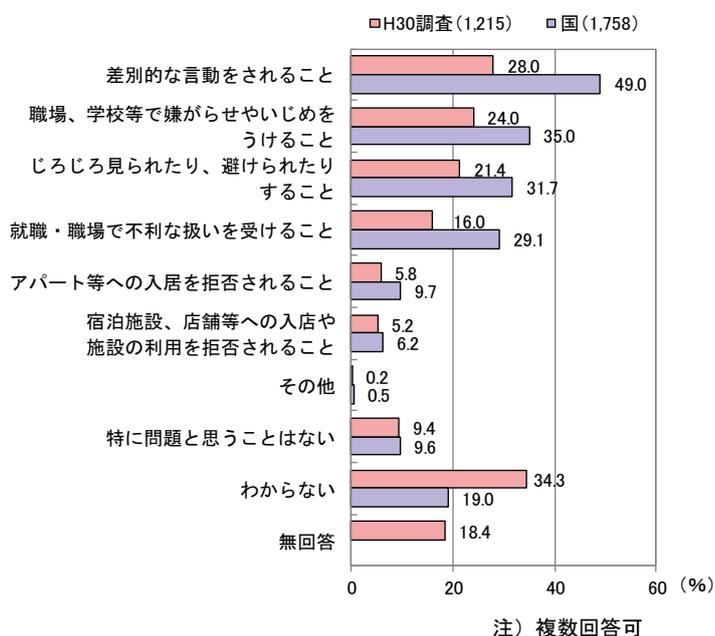
身体と心の性別が一致しない性同一性障害の人々は、日常生活や社会参加に支障をきたす問題もあります。2003年（平成15年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、一定の条件を満たす者への法令上の性別の取扱いの特例が認められていますが、全ての問題が解決されているわけではありません。

意識調査では、性同一性障害者や性的指向\*に関して起きていると思う人権問題として、「差別的な言動をされる」「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」「じろじろ見られたり、避けられたりする」「就職・職場で不利な扱いを受ける」が上位にあげられていますが、これらはいずれも国の調査結果と比べて低い割合となっています。反対に、「わからない」と答えた人が国の調査結果と比べて高い割合となっている事から、問題に対する認識や理解が不十分な状態にあるものと考えられます。本市においても、引き続き性同一性障害者や性的指向に関する人権問題への啓発を充実していく必要があります。

### 【性同一性障害者に関して起きていると思う人権問題】



## 【性的指向に関して起きていると思う人権問題】



### ■ホームレスの人々

ホームレスの人々については、地域社会の協力のもと、自立支援を行うとともに、ホームレスの人々に対する偏見や差別意識を無くす啓発を行ってきました。10年間の法律として2002年（平成14年）に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、2027年（令和9年）まで延長されたことも踏まえ、今後も自治体の責務を果たし、市民の理解を深める啓発を行っていく必要があります。

### ■刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が、就職や住宅の確保等において差別を受けるといった人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、周囲の人々の理解と協力が必要であることを啓発し、理解を求めていく必要があります。

### ■多様なハラスメント

「人権問題に関する意識調査」では、受けた人権侵害の内容として「パワーハラスメント\*」が多く見られました。また、人権に関する企業の社会的責任としても「パワーハラスメントなどの相談窓口の設置」への関心が多く見られました。

パワーハラスメントは、組織内の優越的な関係を背景に生じる人権問題であり、人権侵害が生じて表面化しにくい面があります。また、職場では、セクシュアル・ハラスメント\*、マタニティ・ハラスメント\*などの問題も生じているため、国は、2019年（令和元年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を審議し、同年5月に可決・成立させました。この法律では、パワーハラスメントの定義を明確化し、各種ハラスメントの防止に関する事業主の管理義務等を明確化しています。こ

うした新たな法律や制度について、「企業や職場」への教育や啓発を充実し、職場における人権問題を予防することが必要です。

これら以外にもさまざまな人権問題があり、また今後の社会の変化により、新たな人権問題が発生する可能性があります。それぞれの状況に応じ、適切な対応と取り組みを行い、すべての人の人権が尊重される社会の実現を図る必要があります。



### めざすべき姿

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない人権が尊重される社会が築かれ、市民一人ひとりが互いに個性を認め合い自立した生活を送っています。

### 目標指標

目標指標	人権問題学習講座の参加人数		
評価方法	人権問題学習講座の実績値にて評価		
目標値	計画策定時	現状値	目標年度 (R6)
	181人	220人	260人

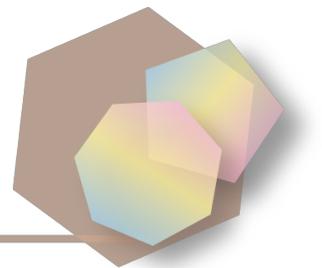
## 施策の方向

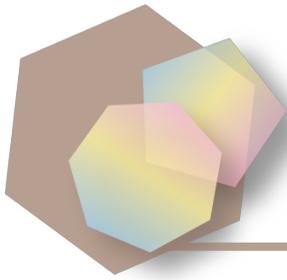
施策の方向	主な担当課
<p>①さまざまな人権についての正しい理解の啓発</p> <p>すべての市民が人権についての正しい認識を持ち、さまざまな形で生じる人権問題に適切に対応することができるよう啓発します。</p>	<p>人権政策課 人権センター</p>
<p>②人権についての学習機会の充実</p> <p>人権について学び、正しく理解することができるよう、学習機会を充実します。</p>	<p>人権政策課 人権センター</p>
<p>③人権教育の充実</p> <p>子どもたちが、人権についての正しい知識を持つことができる人権教育を、学校等において実施します。</p>	<p>人権教育課</p>
<p>④教職員・行政職員等の研修の充実</p> <p>人権教育に関わる教職員や、市民や企業等への啓発に関わる行政職員等の一人ひとりが啓発の担い手となれるよう、研修を充実します。</p>	<p>全課</p>
<p>⑤相談体制の充実及び周知</p> <p>さまざまな人権問題の相談に対応できる体制をつくり、その周知を図ります。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>⑥性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人々）への理解の促進</p> <p>性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人々）を尊重し、さまざまな性のあり方についての理解を深める教育・啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>⑦多様なハラスメントへの理解の促進</p> <p>職場等におけるパワーハラスメントをはじめ、相手の人権を侵害する多様なハラスメントについて周知し、理解を深める啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター 商工課 まちづくり推進課</p>
<p>⑧被災者の人権への理解の促進</p> <p>高齢者、障害者、女性、子ども、外国人など、災害時に特に支援を必要とする立場の人の状況を踏まえた対応ができるよう、被災者の人権への正しい理解を深める啓発を行います。</p>	<p>防災・危機管理課</p>
<p>⑨新たな人権問題への対応</p> <p>新たに生じた人権問題についての情報を収集し、適切な対応を検討します。「場面」に対応した新たな取り組みや事業等が必要な場合には、実施を検討します。</p>	<p>人権政策課 人権センター</p>



## **IV 施策の推進体制**

---





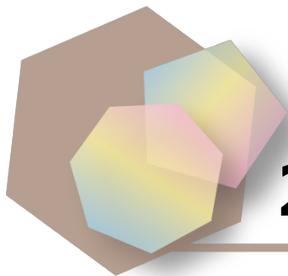
IV 施策の推進体制



## 1 庁内組織体制

---

この計画の総合的な推進を図るために、「桑名市人権啓発推進本部」を中心とした庁内体制の充実を図り、諸施策を円滑かつ着実に展開します。



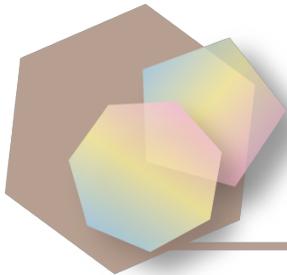
IV 施策の推進体制



## 2 国、県など関係機関との連携

---

この計画の推進にあたって、国、県などの関係機関との連携を図ります。  
また、他の市町村及び民間団体、企業などとの連携を強化し、幅広い取り組みを行います。



IV 施策の推進体制



## 3 進行管理

---

<各課の責務の明確化と実施計画の作成>

この計画の総合的な推進をより確実なものとするため、施策ごとの各課の役割を明確化し、その進行管理を「実施計画」において進めるしくみを構築します。

具体的には、1年間の各課の事業の実施計画を毎年更新し、それに基づいて事業を進めます。

<環境変化についての調査と対応>

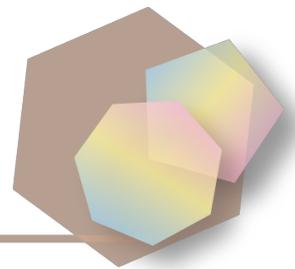
この計画の期間中に、人権施策に関する著しい環境の変化や国等の施策の変更が生じた場合等には、情報収集と調査・研究を行い、必要に応じて計画の見直し等を検討します。

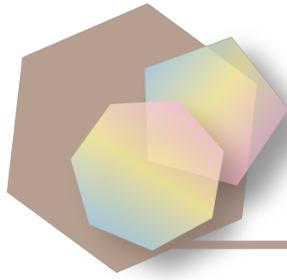
<進行管理と評価>

進行管理については、この計画がめざすところの進行状況を評価し、その結果を実施計画等に反映させるなど、今後の展開を検討します。

# V 資料編

---





# 1 関係法令等

## (1) 世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国際連合総会採択)

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける

権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## (2) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

### (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成 25 年 6 月 26 日公布

平成 28 年 4 月 1 日施行

#### (目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
  - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
  - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
  - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

#### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

### 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

## (4) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)

平成 28 年 6 月 3 日公布

平成 28 年 6 月 3 日施行

### 前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

#### (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第二章 基本的施策

#### (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

#### (教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別

的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

## (5) 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

平成 28 年 12 月 16 日公布

平成 28 年 12 月 16 日施行

### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する

## (6) 人権尊重都市宣言

平成 17 年 10 月 5 日

私たちは、だれでも平和のうちに人権が尊重される自由で幸せな生活をしたいと願っています。

しかしながら、現実の社会生活においては、今なおさまざまな人権侵害事象が見られるところであり、これを解決することは私たちに課せられた緊急の課題であります。今こそ、人間の自由と平等の精神を徹底し、差別のない民主的で明るく住みよい社会を築いて行かねばなりません。

よって、私たちは、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる都市の実現を期し、ここに桑名市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

## (7) 桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例

平成 16 年 12 月 6 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和对策審議会答申の精神に則り、市の責務、市民の責務など桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃（以下「差別撤廃」という。）に必要な事項を定めることにより、差別のない明るい都市・桑名の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的に鑑み、差別撤廃のために必要な環境改善対策に関する事業を、迅速かつ効果的に実現させるとともに、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護の施策を積極的に推進し、被差別住民の生活の安定と地位の向上に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、部落差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、相互に基本的人権を尊重し、国及び地方公共団体が実施する差別撤廃に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細やかな啓発活動事業の取組と啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成、人権擁護の社会的環境の整備に努めるものとする。

(実態調査の実施)

第 5 条 市は、施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

(行政組織の整備)

第 6 条 市は、差別撤廃と人権尊重の諸施策を効果的に推進するため、行政組織の整備・充実に努める。

(審議会)

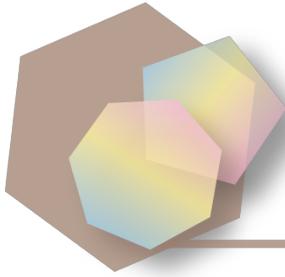
第 7 条 市は、差別撤廃のための重要事項を調査審議する機関として、桑名市差別撤廃審議会を置く。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。



## 2 桑名市人権啓発推進本部設置要綱

平成 16 年 12 月 6 日

訓令第 22 号

改正 平成18年12月26日訓令第23号

平成19年 5 月 2 日訓令第11号

平成20年 4 月 1 日訓令第 3 号

平成21年 4 月 1 日訓令第 4 号

平成21年10月 1 日訓令第 9 号

平成22年 3 月31日訓令第 7 号

平成23年 4 月 1 日訓令第 5 号

平成24年 3 月30日訓令第 7 号

平成25年 3 月29日訓令第 4 号

平成26年 3 月28日訓令第 5 号

平成27年 3 月31日訓令第 4 号

平成28年 3 月31日訓令第 1 号

平成29年 3 月31日訓令第 3 号

平成30年 3 月30日訓令第 5 号

平成31年 3 月29日訓令第 7 号

平成31年 4 月26日訓令第 9 号

(設置)

第 1 条 人権意識の高揚と人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、桑名市人権啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権意識の高揚普及に関すること。
- (2) 人権啓発活動の推進に関すること。
- (3) 差別事象の対応に関すること。
- (4) 職員の人権啓発及び研修に関すること。
- (5) 人権啓発事業に係る庁内の連絡調整に関すること。
- (6) その他前条の目的達成に必要な事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織し、それぞれ別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部委員は、教育長及び部長（部長に相当する職員を含む。）をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部長、副本部長に事故があるとき、又は副本部長が欠けたときは、本部委員の上席者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長、副本部長及び本部委員をもって構成する。

- 2 本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。
- 3 本部の会議は、定例会及び臨時会とする。
- 4 定例会は、原則として年1回開催し、臨時会は、本部長が必要に応じて開催する。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部委員以外の職員を会議に出席させることができる。  
(部会)

第6条 本部に、次の各号に掲げる部会を置き、各部は、各部会に所属することとする。

- (1) 同和部会(市民環境部(地域コミュニティ局を除く。)、桑名・員弁広域連合、桑名広域清掃事業組合事務局)
  - (2) 女性部会(総務部、監査委員事務局)
  - (3) 外国人部会(市長公室、議会事務局、防災・危機管理課)
  - (4) 高齢・障害者部会(保健福祉部)
  - (5) 子ども部会(教育委員会事務局)
  - (6) 企業部会(産業振興部、都市整備部、上下水道部)
  - (7) さまざまな人権部会(市民環境部(地域コミュニティ局)、会計管理室、消防本部)
- 2 部会は、部会長1人、副部会長1人、部会員(主幹以上の職員)及び部員(課長補佐以下の職員)をもって組織する。
  - 3 部会長は、部会の事務局(第12条に定める事務局をいう。以下同じ。)が置かれた課の部長(部長に相当する職員を含む。)をもって充てる。
  - 4 副部会長は、部長又は次長(部長又は次長に相当する職員を含む。)のうちから、部会員の互選によって選出する。
  - 5 部会の会議は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
  - 6 部会長は、必要の都度、会議を招集し、議長となる。
  - 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
  - 8 部会は、担当する分野において、調査及び研究を行い、問題解決に努める。
  - 9 全ての部会は、連携及び協力をし、全庁的な体制で問題解決に努める。
  - 10 部会は、差別事象等について速やかに対応するとともに調査及び分析を行い、啓発方法及び行動計画等を立案し、必要に応じて本部に諮る。
  - 11 部会長は、必要があると認めるときは、他の部会所属の者を部会に参画させることができる。  
(人権施策本部)

第7条 桑名市人権施策基本方針・基本計画に係る施策について、本市における連絡調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、本部に特別本部として桑名市人権施策基本方針・基本計画推進本部(以下「人権施策本部」という。)を設置する。

- 2 人権施策本部は、次に掲げる事項について審議するものとする。
  - (1) 桑名市人権施策基本方針・基本計画の策定に関すること。
  - (2) 桑名市人権施策基本方針・基本計画に基づく人権施策の取組に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、本市における桑名市人権施策基本方針・基本計画の推進に関すること。
- 3 第3条、第4条、第5条第1項及び第5項の規定は、人権施策本部に準用する。この場合において、「本部」とあるのは「人権施策本部」と、「本部長」とあるのは「人権施策本部長」と、「副本部長」とあるのは「人権施策副本部長」と、「本部委員」とあるのは「人権施策本部委員」と読み替えるものとする。
- 4 人権施策本部の会議は、必要に応じて人権施策本部長が招集し、人権施策副本部長がその議長となる。

(人権施策本部幹事会)

第8条 人権施策本部の円滑な運営を図るため、人権施策本部幹事会を置く。

- 2 人権施策本部幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 人権施策本部幹事会の会議は、幹事会議とし、それぞれ必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(人権施策策定推進チーム)

第9条 桑名市人権施策基本方針・基本計画の策定及び施策を推進するため、必要に応じて人権施策本部長の指示のもと、人権施策基本方針・基本計画策定推進チームを編成することができる。

(部員の責務)

第10条 部員は、本部及び人権施策本部において決定された事項について、積極的にこれを推進するとともに、自己の人権意識の高揚に努めなければならない。

- 2 部員は、人権を守る中心的立場にあることを自覚し、人権侵害に関する事象が起きた場合は、積極的にその解決に努めるとともに、困難なものについては部会に委ねる。
- 3 各部会の事務局は、部会内の人権啓発の連絡調整に努めるとともに、本部及び人権施策本部の事業に協力するものとする。

(人権啓発推進員)

第11条 別表第3の区分により人権啓発推進員を置く。

- 2 人権啓発推進員は、各課の部員のうちから当該課の長(複数課の場合は、長の話し合いで)の指名する部員とする。
- 3 人権啓発推進員は、当該課(複数課の場合は、人権啓発推進員の属する課)の長とともに部員の人権啓発及び職場研修を効果的に実施するよう努めるものとする。

(事務局)

第12条 本部及び人権施策本部の事務局は、市民環境部人権政策課に置く。

- 2 部会の事務局は、次の課に置く。
  - (1) 同和部会 市民環境部人権センター
  - (2) 女性部会 総務部総務課
  - (3) 外国人部会 市長公室まちづくり推進課
  - (4) 高齢・障害者部会 保健福祉部障害福祉課
  - (5) 子ども部会 教育委員会事務局人権教育課
  - (6) 企業部会 産業振興部商工課
  - (7) さまざまな人権部会 市民環境部地域コミュニティ局地域コミュニティ課

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年12月6日から施行する。

附 則(平成18年12月26日訓令第23号)

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年5月2日訓令第11号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(収入役に関する経過措置)
- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の任期中に限り、改正前の第3条第3項の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日訓令第 4 号）  
この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日訓令第 9 号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 7 号）  
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日訓令第 5 号）  
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 7 号）  
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日訓令第 4 号）  
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日訓令第 5 号）  
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 4 号）  
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令第 1 号）  
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日訓令第 3 号）抄  
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓令第 5 号）  
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 7 号）  
この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日訓令第 9 号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

本部長等	役職名
本部長	市長
副本部長	副市長（事務担当）
	副市長（調整担当）
委員	教育長
	統括監
	理事（防災・危機管理担当）
	市長公室長
	総務部長
	市民環境部長
	市民環境部地域コミュニティ局長
	産業振興部長
	保健福祉部長
	保健福祉部子ども未来局長
	都市整備部長
教育部長	

	上下水道部長
	議会事務局長
	消防長
	桑名広域清掃事業組合事務局長
	桑名・員弁広域連合事務局長

別表第2（第8条関係）

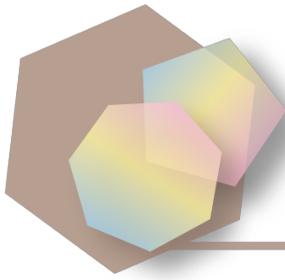
幹事会議

幹事等	役職名
幹事長	人権政策課長
副幹事長	人権教育課長
	人権センター所長
幹事	まちづくり推進課長
	防災・危機管理課長
	総務課長
	税務課長
	地域コミュニティ課長
	商工課長
	障害福祉課長
	介護高齢課長
	都市管理課長
	学校支援課長
	消防本部総務課長

別表第3（第11条関係）

課名等	推進員数
防災・危機管理課	1
まちづくり推進課	1
ブランド推進課	1
秘書広報課	1
桑名・員弁広域連合	1
人事課	1
財政課	1
総務課	1
契約監理課、監査委員事務局	1
税務課	2
地域コミュニティ課	1
生涯学習・スポーツ課	1
戸籍・住民登録課	1
人権政策課、人権センター	1

商工課、観光文化課、駅周辺整備課	1
農林水産課	1
環境安全課、廃棄物対策課	1
福祉総務課	1
子ども未来課	1
厚生館保育所、厚生館別館保育所	1
山崎乳児保育所	1
深谷保育所	1
桑陽保育所	1
城東保育所	1
深谷北保育所	1
多度保育所	1
長島中部保育所	1
療育センター	1
障害福祉課	1
介護高齢課	1
保健医療課	2
子育て支援課	1
都市管理課	1
都市整備課	1
土木課	1
アセットマネジメント課	1
桑名駅西整備事務所	1
会計管理室	1
議会事務局	1
多度地区市民センター、長島地区市民センター、大山田地区市民センター	3
教育総務課	1
学校支援課	1
人権教育課	1
消防本部、消防署、分署	4
企画総務課	1
営業課	1
水道課	1
下水道課	1
桑名広域清掃事業組合	1



## V 資料編



# 3 桑名市差別撤廃審議会規則

平成 16 年 12 月 6 日

規則第 22 号

改正 平成 18 年 3 月 23 日規則第 11 号

平成 18 年 4 月 5 日規則第 53 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例（平成 16 年桑名市条例第 23 号）第 7 条に規定する桑名市差別撤廃審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、差別撤廃のための重要事項を調査審議するとともに、市長に対して意見を具申するものとする。

2 審議会は、必要に応じ、差別撤廃のための重要事項を調査審議するとともに、市長に対して意見を具申することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充委員は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 審議会の会議の議決は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会において必要があると認めるときは、審議会は、関係者に対し、出席、説明、意見の開陳、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、人権政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

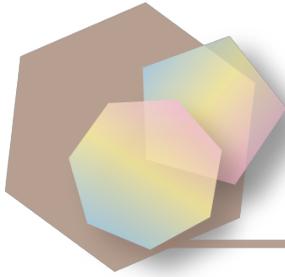
附 則（平成 18 年 4 月 5 日規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 20 号）抄

(施行期日)

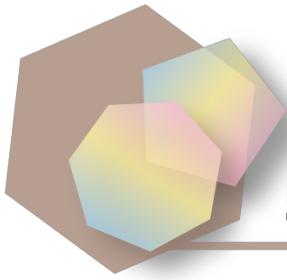
1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



## 4 桑名市差別撤廃審議会委員名簿

役職	氏名	所属・職名等
会長	石元 清英	関西大学名誉教授
副会長	柴田 啓文	四日市大学准教授
	服部 祥子	草野法律事務所
	市岡 雄志	桑名公共職業安定所所長
	佐後 映雄	桑名市人権擁護委員
	稲見 公子	桑名市社会福祉協議会（清風園 園長）
	高橋 恵美子	桑名市地域福祉計画推進市民会議会長
	伊藤 恵悟	部落解放をめざす会副会長
	小宮 敏彦	桑名市同和教育研究推進協議会会長

敬称略



## 5 用語解説

---

### <えせ同和行為>

同和問題を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為のこと。

### <SNS>

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、限られたユーザーだけが参加できる Web サイトの会員制サービスのこと。

### <NPO>

非営利団体のこと。特定非営利活動促進法により法人格を得た団体は特定非営利活動法人（NPO法人）と呼ばれている。

### <子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）>

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約のこと。1989年（平成元年）の国連総会で採択され、1990年（平成2年）に発効された。日本は1994年（平成6年）に批准した。主に子どもの「生きる権利（健康・医療への権利など）」、「守られる権利（虐待・放任からの保護、経済的搾取・有害な労働からの保護、障害のある子どもの権利保障、少数民族・先住民の子どもの権利保障など）」、「育つ権利（教育を受ける権利、休み遊ぶ権利、思想・良心・宗教の自由など）」、「参加する権利（意見を表す権利、表現の自由、結社・集会の自由など）」の4つの権利を保障するものとなっている。

### <仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）>

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態のこと。国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月策定）では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。

### <性自認>

性別に関する自己意識のこと。自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「心の性」とも呼ばれる。また、心と身体の性が一致しないために違和感を感じる人もいる（トランスジェンダー）。

### <性的指向>

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。女性の同性愛者をレズビアン、男性の同性愛者をゲイ、両性愛者をバイセクシャルといい、さらに、恋愛感情や性的欲求自体を抱かないという人もおり、こうした人たちをアセクシュアルという。

### <性的マイノリティ>

性的指向あるいは性自認に関するマイノリティ（少数者）のこと。性的マイノリティの一部の方のアイデンティティに関する言葉（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）の頭文字がLGBTである。

### <セクシュアル・ハラスメント>

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれる。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために事業主の雇用管理上の配慮義務が課せられている。（平成19年4月1日施行の改正男女雇用機会均等法では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めた対策を講じることが義務化）

### <多文化共生>

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

### <同和对策審議会答申>

昭和40年8月11日、国の「同和对策審議会」が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対して行った答申のこと。「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にしている。

### <同和地区>

我が国では同和問題の解決に向け、平成 14 年 3 月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取り組みが積極的に進められてきた。

その際、取り組みを進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、この計画の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示している。

### <ドメスティック・バイオレンス>

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などのこと。略してDVともいわれている。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義している。

### <ハンセン病>

慢性の感染症のこと。決して隔離療養する必要のない病気だが、日本では、1996 年までハンセン病にかかった患者を隔離するよう規定した法律があった。それにより、患者は長い間、療養所で生活を送らざるを得ず、著しく人権を侵害されてきた。現在の日本ではハンセン病にかかる人はほとんどおらず、ハンセン病回復者と呼ぶことが一般的となっている。また、回復者をハンセン病元患者と呼ぶこともある。

### <パワーハラスメント>

職場などで地位や権限などを利用したいやがらせのこと。

### <ヘイトスピーチ>

特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

### <マタニティ・ハラスメント>

女性が妊娠・出産等を理由として受ける嫌がらせのこと。

### <ユニバーサルデザイン>

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

### <ワークシェアリング>

仕事の分かち合いのこと。一人ひとりの労働時間を短縮することにより、全体としての雇用者数の維持・拡大を図ろうとする考え方。

## 桑名市人権施策基本計画

令和2年3月発行

桑名市市民環境部人権政策課  
〒511-8601  
三重県桑名市中央町2丁目37番地  
TEL 0594-24-1193  
FAX 0594-24-2029  
e-mail [jinkensm@city.kuwana.lg.jp](mailto:jinkensm@city.kuwana.lg.jp)

 本物力こそ桑名力